

三井住友・DCつみたてNISA・ 日本株インデックスファンド

追加型投信／国内／株式／インデックス型

三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2026年8月27日に関東財務局長に提出しており、2026年8月28日にその届出の効力が生じております。

発行者名	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 荻原 亘
本店の所在の場所	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。



三井住友DSアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

1. 本書は、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める内容を記載した目論見書です。
2. 運用による損益はすべて投資家の皆さまに帰属いたします。したがって、預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。
3. 基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
4. 投資信託は、預金保険、貯金保険または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。
5. 税制に関する本書の記載内容は、税法の改正等により将来変更されることがあります。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド
以下「当ファンド」といいます。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

＊ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

2兆5,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

※「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「DC積N日株」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

(5)【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2026年8月28日から2027年2月25日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。なお、委託会社においても申込みを取り扱いますので、委託会社は販売会社としての役割も有します。

販売会社の詳細につきましては、前記「(4) 発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「(4) 発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

イ 申込証拠金

ありません。

ロ 日本以外の地域における募集

ありません。

ハ クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

ありません。

ニ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の

規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考：投資信託振替制度)

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- イ 当ファンドは、国内株式インデックス・マザーファンド（B号）（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主としてTOPIX（東証株価指数）に採用されている銘柄の株式に投資を行い、TOPIX（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ロ TOPIX（東証株価指数、配当込み）をベンチマークとして運用を行います。
詳細については、後述の「2 投資方針」をご参照ください。
- ハ 委託会社は、受託会社と合意の上、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。
- ニ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
追加型	海外	債券	
		不動産投信	
		その他資産 ()	特殊型
	内外	資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式	年1回	グローバル		
一般	年2回	日本		
大型株	年4回	北米		
中小型株	年6回(隔月)	欧州		
債券	年12回(毎月)	アジア	ファミリーファンド	日経 225
一般				
公債				
社債				

その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(株 式 一般)) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	日々 その他 ()	オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	ファンドオブ・ファンズ	TOPIX その他 ()
---	----------------------	---	-------------	---------------------------------

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※商品分類および属性区分は、一般社団法人資産運用業協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。

※商品分類および属性区分の用語の定義については下記をご覧ください。なお、一般社団法人資産運用業協会のホームページ (<https://www.imaj.or.jp/>) でもご覧頂けます。

一般社団法人資産運用業協会「商品分類に関する指針」

《商品分類表定義》

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信… 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信… 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外… 目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産（収益の源泉）による区分

- (1) 株式… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）…
目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

う。

- (4) その他資産… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合… 目論見書または投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF (マネー・マネージメント・ファンド) …
「MR F 及びMMF の運営に関する規則」に定めるMMF をいう。
- (2) MR F (マネー・リザーブ・ファンド) …
「MR F 及びMMF の運営に関する規則」に定めるMR F をいう。
- (3) E T F … 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成 12 年政令 480 号)第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

5. 補足分類

- (1) インデックス型… 目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型… 目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

《属性区分表定義》

1. 投資対象資産による属性区分

- (1) 株式
 - ①一般… 次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
 - ②大型株… 目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
 - ③中小型株… 目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券
 - ①一般… 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
 - ②公債… 目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ③社債… 目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ④その他債券… 目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ⑤格付等クレジットによる属性…
目論見書または投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
- (3) 不動産投信… これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産… 組み入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合… 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

①資産配分固定型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

②資産配分変更型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

①年1回… 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

②年2回… 目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

③年4回… 目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

④年6回(隔月)… 目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

⑤年12回(毎月)… 目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

⑥日々… 目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

⑦その他… 上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

①グローバル… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

②日本… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

③北米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

④欧州… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑤アジア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑥オセアニア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑦中南米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑧アフリカ… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑨中近東(中東)… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑩エマージング… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

①ファミリーファンド… 目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズ)にのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

②ファンド・オブ・ファンズ… 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファ

ンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり… 目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし… 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経 225
- ②TOPIX
- ③その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型… 目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型… 目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型／絶対収益追求型…
目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨もしくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型… 目論見書または投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

2011 年 12 月 9 日	信託契約締結、設定、運用開始。
2017 年 9 月 21 日	「三井住友・DC 日本株式インデックスファンド S」から「三井住友・DC つみたて NISA・日本株インデックスファンド」に名称を変更。

(3) 【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友DSアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

(ロ) 受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

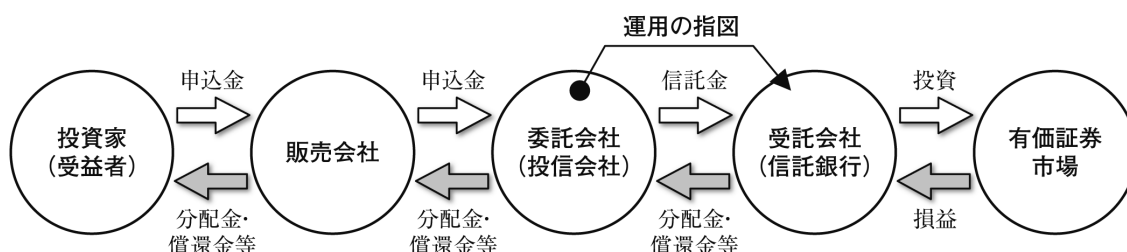
(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・

販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

※委託会社は販売会社としての役割も有します。

運営の仕組み



ロ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

20 億円（2026 年 6 月 30 日現在）

(ロ) 会社の沿革

1985 年 7 月 15 日	三生投資顧問株式会社設立
1987 年 2 月 20 日	証券投資顧問業の登録
1987 年 6 月 10 日	投資一任契約にかかる業務の認可
1999 年 1 月 1 日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999 年 2 月 5 日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000 年 1 月 27 日	証券投資信託委託業の認可取得
2002 年 12 月 1 日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
2013 年 4 月 1 日	トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
2019 年 4 月 1 日	大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友 D S アセットマネジメント株式会社に商号変更

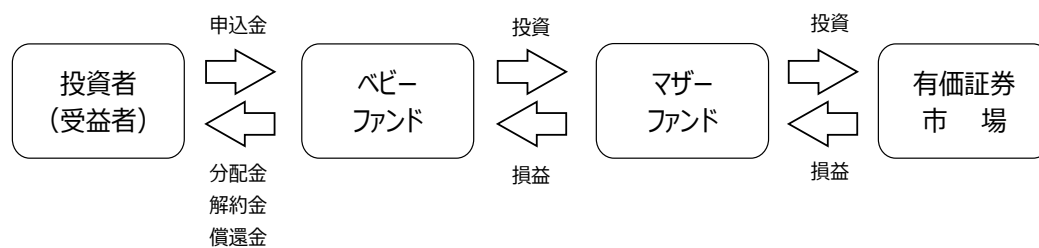
(ハ) 大株主の状況

（2026 年 6 月 30 日現在）

名称	住所	所有 株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目 9 番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目 4 番 35 号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号	337,248	1.0

ハ ファンドの運用形態（ファミリーファンド方式による運用）

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

イ 基本方針

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてTOPIX（東証株価指数）に採用されている銘柄の株式に投資を行い、TOPIX（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

- (イ) マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてTOPIX（東証株価指数）に採用されている銘柄の株式に投資を行い、TOPIX（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- (ロ) マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ハ) 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- (ニ) 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの特色

1

マザーファンドへの投資を通じて、主としてTOPIX（東証株価指数）に採用されている銘柄の株式に投資を行い、TOPIX（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

- TOPIX（東証株価指数）採用銘柄の中から、原則として投資不適格銘柄および低流動性銘柄を除外した上で、マルチファクターモデルを活用した最適化法により、推定トラッキングエラーの低減のみならず制約条件を加えることで、実績トラッキングエラーを抑えることを目指してポートフォリオを構築します。
- TOPIX（東証株価指数、配当込み）との連動性を随時チェックし、必要に応じてマルチファクターモデルを使用してポートフォリオのリバランスを行います。



TOPIX（東証株価指数）とは

日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有する株価指数です。

日本の株式市場を投資対象とする金融商品の運用目標や評価の基準（ベンチマーク）として広く利用されています。

2

株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

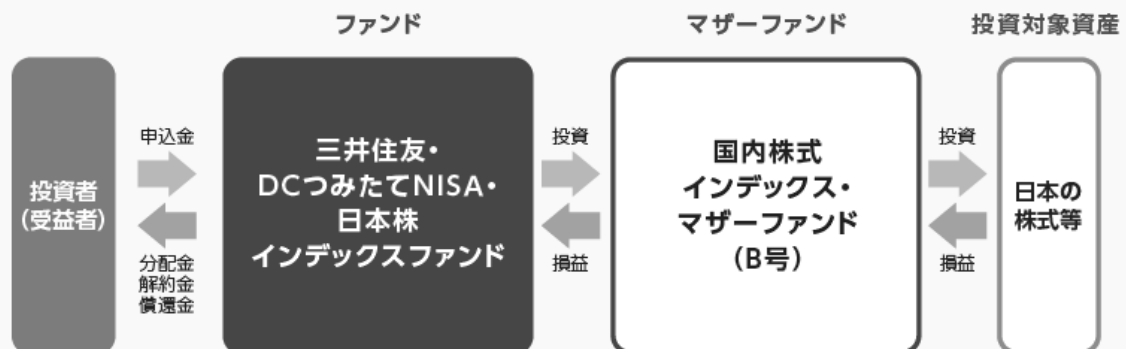


指数の著作権など

- ・配当込みTOPIX（「TOPIX（東証株価指数、配当込み）」ということがあります。）の指数値およびTOPIX（東証株価指数、配当込み）にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIX（東証株価指数、配当込み）に関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIX（東証株価指数、配当込み）にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。
- ・JPXは、TOPIX（東証株価指数、配当込み）の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX（東証株価指数、配当込み）の指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIX（東証株価指数、配当込み）にかかる標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。
- ・JPXは、TOPIX（東証株価指数、配当込み）の指数値およびTOPIX（東証株価指数、配当込み）にかかる標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日のTOPIX（東証株価指数、配当込み）の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ・JPXは、TOPIX（東証株価指数、配当込み）の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、TOPIX（東証株価指数、配当込み）の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・当ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではありません。
- ・JPXは、当ファンドの購入者または公衆に対し、当ファンドの説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。
- ・JPXは、委託会社または当ファンドの購入者のニーズをTOPIX（東証株価指数、配当込み）の指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。
- ・以上の項目に限らず、JPXは当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

ファンドのしくみ

□ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。



TOPIX(東証株価指数)の概要

銘柄数: 1,638

配当利回り: 1.87%

予想PER: 17.30倍



配当利回りとは

株価に対する実績年間配当金の割合(1株当たり実績年間配当金÷株価)です。

予想PER(Price Earnings Ratio)とは

株価の1株当たり予想利益に対する倍率(株価÷1株当たり予想利益)です。

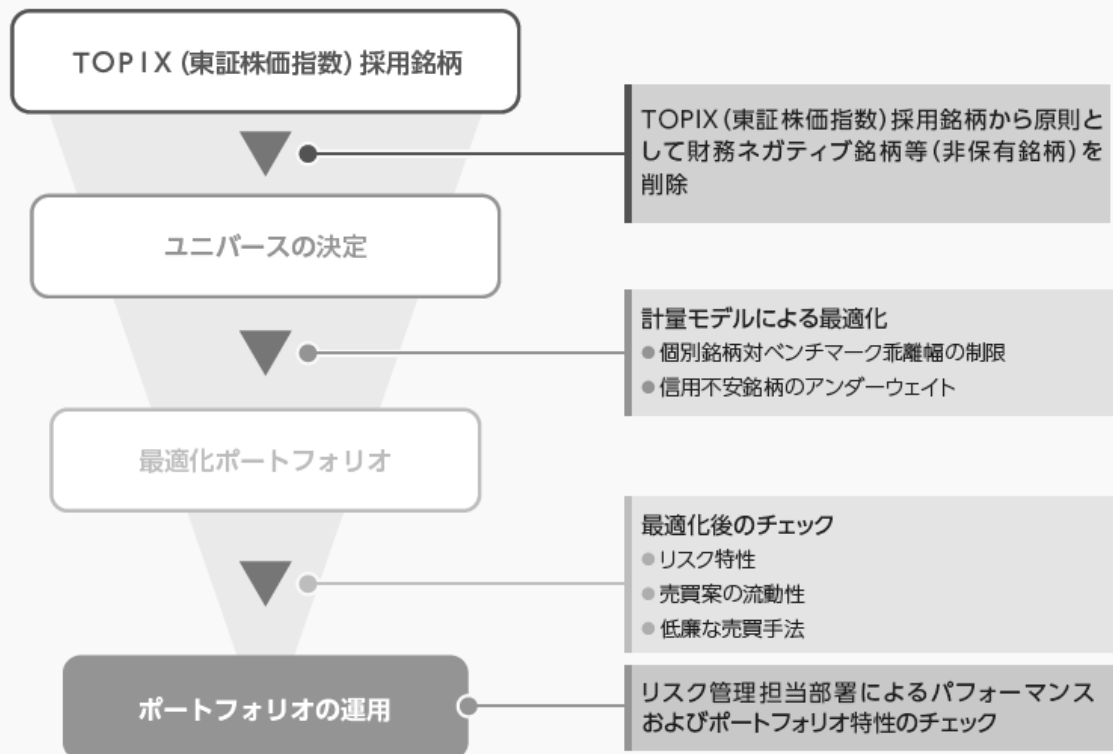
(注) 2026年6月末現在

(出所) FactSetの情報を基に委託会社作成

※データは、上記指数の過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。

マザーファンドの運用プロセス

□マザーファンドの運用は、運用部 クオント運用グループが行います。



最適化(法)とは

計量モデル等に基づいて、インデックスとの連動性を保てるようにインデックス構成銘柄の一部を抽出してポートフォリオを構築する方法です。

※上記の運用プロセスは2026年6月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

※運用担当部署の概要については、委託会社のホームページをご覧ください。

<運用担当者に係る事項>https://www.smd-am.co.jp/corporate/investment/pdf/org_structure01.pdf

(2) 【投資対象】

イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(イ) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引にかかる権利
3. 約束手形
4. 金銭債権

(ロ) 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、マザーファンド受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2

条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券にかかるものに限ります。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券(ただし、投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

ハ 投資対象とする金融商品

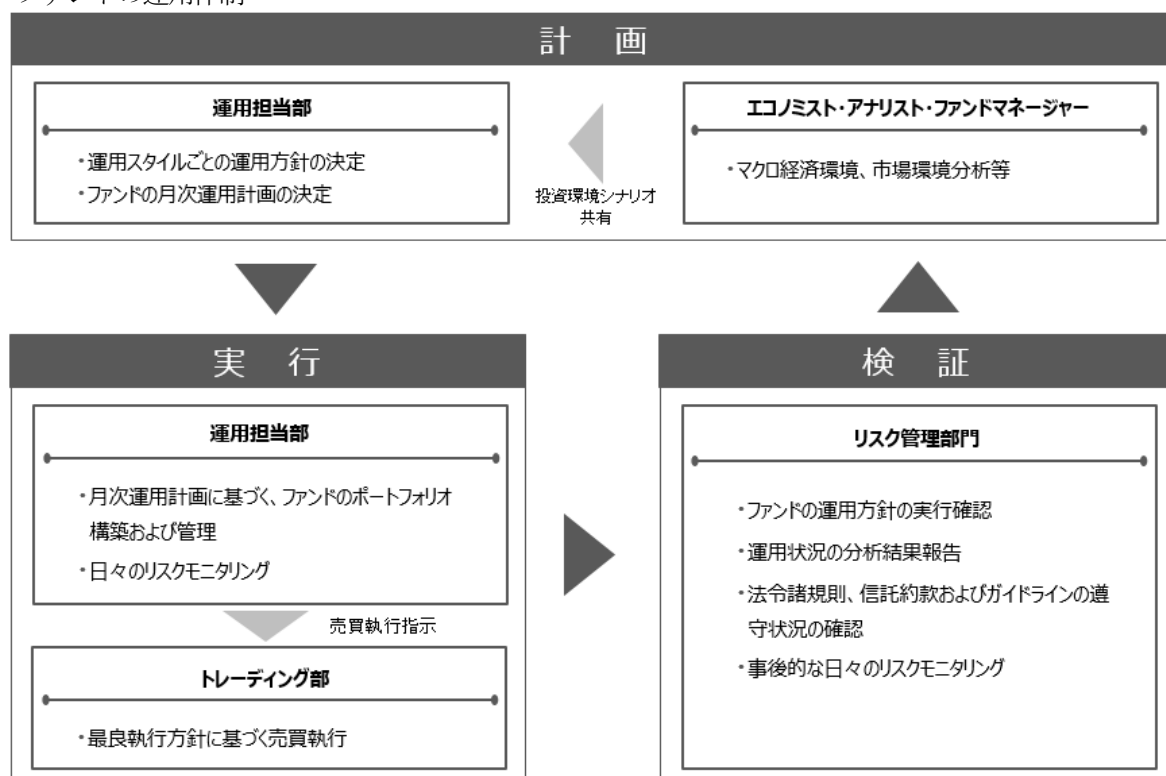
委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

イ ファンドの運用体制



※リスク管理部門の人員数は、約 50 名です。(2026 年 4 月 1 日現在)

※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

(4) 【分配方針】

年 1 回（原則として毎年 11 月 30 日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- イ 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ロ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ハ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。(基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

(5) 【投資制限】

I ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

イ 株式への実質投資割合には制限を設けません。

※実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率(「組入比率」といいます。)と、当該同一种類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます(以下同じ。)

ロ 外貨建資産への投資は行いません。

ハ 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

ニ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ホ デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

II ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

イ 投資する株式等の範囲

(イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場している株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ) 上記(イ)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ロ 信用取引の指図

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ) 信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 上記(ロ)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ニ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ハ 先物取引等の指図

- (イ) 委託会社は、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- (ロ) 委託会社は、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ スワップ取引の指図

- (イ) 委託会社は、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ホ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ 金利先渡取引の指図

- (イ) 委託会社は、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ホ) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ヘ) 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ヘ 有価証券の貸付けの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ロ) 上記(イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ト 有価証券の空売りの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ) 上記(イ)の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

チ 有価証券の借入れの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- (ロ) 上記(イ)の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) 借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

リ 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

ヌ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

Ⅲ 法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

(参考情報：国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）の投資方針等)

(1) 投資方針等

イ 基本方針

主として日本の株式に投資し、ＴＯＰＩＸ（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

(イ) 主としてＴＯＰＩＸ（東証株価指数）に採用されている銘柄の株式に投資を行い、ＴＯＰＩＸ（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

(ロ) 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(ハ) 株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
5. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品の各号のうち、第 1 号から第 4 号に掲げるものに投資します。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ) 外貨建資産への投資は行いません。

(ロ) 株式への投資割合には制限を設けません。

(ハ) 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(ニ) デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

(イ) 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ロ) 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ハ) 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

ロ その他の留意点

(イ) ファンド固有の留意点

対象インデックスの動きと連動しない要因

ファンドは、TOPIX（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、以下の要因等により、対象インデックスの動きに連動しないことがあります。

- ・有価証券売買時のコスト、信託報酬やその他のファンド運営にかかる費用を負担すること
- ・追加設定・一部解約により組入有価証券の売買のタイミング差が生じること
- ・インデックス構成銘柄と組入有価証券との誤差が影響すること
- ・利用可能な指数先物と対象インデックスの動きに不一致が生じること

(ロ) 投資信託に関する留意点

- ・当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- ・ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

(ハ) 分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ハ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

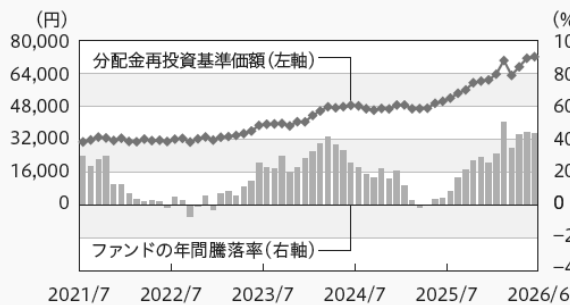
ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率：
2021年7月～2026年6月

分配金再投資基準価額：
2021年7月～2026年6月



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

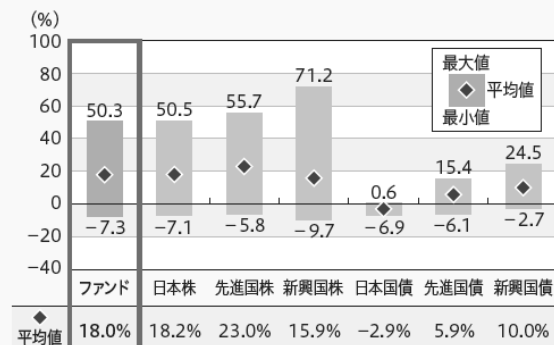
ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
2021年7月～2026年6月

他の資産クラス：
2021年7月～2026年6月



※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	配当込みTOPIX (TOPIX(東証株価指数、配当込み)) 日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。NOMURA-BPIに関する一切の知的財産権その他の一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、同社は、ファンドの運用成果に対して一切の責任を負うものではありません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。同社は、当ファンドのスポンサーではなく、当ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、同社は、当該データの正確性および完全性を保証せず、データの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。同指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利はJ.P. Morganに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

純資産総額に年 0.176%（税抜き 0.16%）の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の配分は以下の通りです。

<信託報酬の配分（税抜き）>

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年 0.07%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	年 0.07%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年 0.02%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

※委託会社が販売会社として募集の取扱い等をした部分については、販売会社配分相当額も委託会社が収受します。

(4) 【その他の手数料等】

イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、原則として、計算期間を通じて毎日、信託財産の費用として計上され、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

※ 上記にかかる費用に関しましては、変更される場合があるものや、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなるものがあります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額等を具体的に記載することはできません。

※ 上記（１）～（４）にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応
--

じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあつたりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

- (イ) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- (ハ) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

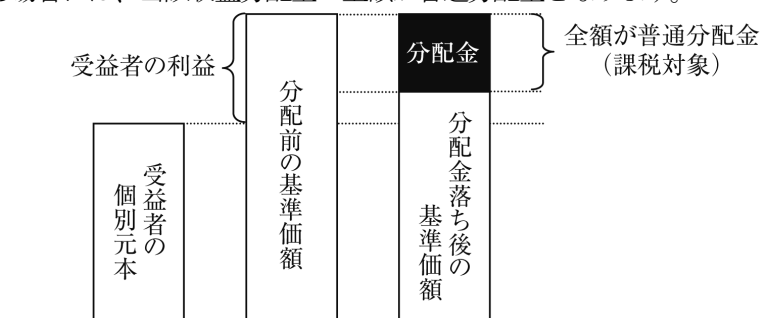
ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

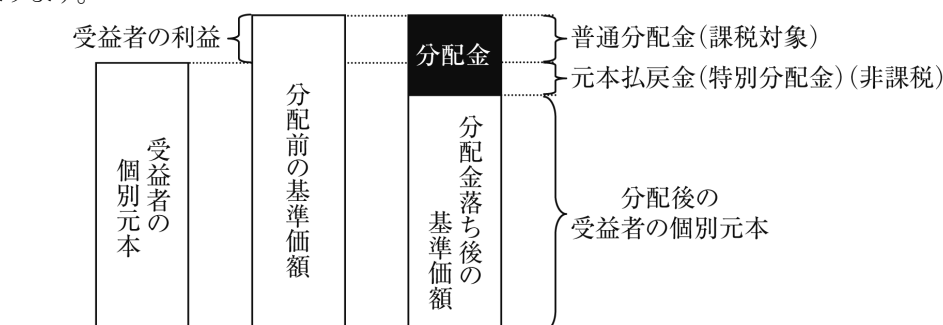
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

- ①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



- ②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

ニ 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

i. 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ii. 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（E T F）、上場不動産投資信託（R E I T）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

(ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りN I S A（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

※当ファンドは、N I S Aの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」および「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※少額投資非課税制度「愛称：N I S A（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「N I S A（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした公募株式投資信託等を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2026年6月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

(参考情報) 総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2024年12月3日～2025年12月1日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.18%	0.18%	0.00%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。)です。

※当ファンドが上場投資信託(ETF)に投資している場合、当該ETFの管理費用等は含まれていません。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>)から検索いただけます。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド

2026年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	270,292,071,513	100.01
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	△35,415,875	△0.01
合計（純資産総額）		270,256,655,638	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド

イ 主要投資銘柄

2026年6月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	国内株式インデ ックス・マザー ファンド（B 号）	36,126,610,109	6.2147	224,516,063,200	7.4818	270,292,071,513	100.01

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2026年6月30日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.01
合 計	100.01

②【投資不動産物件】

三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 5 期 (2016 年 11 月 30 日)	3,038,772,746	3,038,772,746	21,507	21,507
第 6 期 (2017 年 11 月 30 日)	9,561,101,750	9,561,101,750	26,725	26,725
第 7 期 (2018 年 11 月 30 日)	19,432,679,965	19,432,679,965	25,384	25,384
第 8 期 (2019 年 12 月 2 日)	31,181,061,155	31,181,061,155	26,719	26,719
第 9 期 (2020 年 11 月 30 日)	42,720,919,455	42,720,919,455	27,977	27,977
第 10 期 (2021 年 11 月 30 日)	58,388,361,857	58,388,361,857	31,333	31,333
第 11 期 (2022 年 11 月 30 日)	74,957,313,399	74,957,313,399	33,080	33,080
第 12 期 (2023 年 11 月 30 日)	109,683,446,932	109,683,446,932	40,507	40,507
第 13 期 (2024 年 12 月 2 日)	146,765,105,498	146,765,105,498	47,323	47,323
第 14 期 (2025 年 12 月 1 日)	209,758,941,634	209,758,941,634	59,560	59,560
2025 年 6 月末日	169,686,835,653	—	50,428	—
7 月末日	176,467,028,945	—	52,021	—
8 月末日	186,149,426,346	—	54,365	—
9 月末日	193,541,072,088	—	55,980	—
10 月末日	207,743,026,723	—	59,440	—
11 月末日	212,282,675,504	—	60,278	—
12 月末日	216,216,610,308	—	60,887	—
2026 年 1 月末日	228,751,010,714	—	63,696	—
2 月末日	255,451,940,267	—	70,370	—
3 月末日	231,806,469,405	—	63,103	—
4 月末日	248,743,180,442	—	67,246	—
5 月末日	265,957,062,266	—	71,428	—
6 月末日	270,256,655,638	—	72,161	—

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

②【分配の推移】

三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド

	計算期間	1 万口当たり分配金（円）
第 5 期	2015 年 12 月 1 日～2016 年 11 月 30 日	0
第 6 期	2016 年 12 月 1 日～2017 年 11 月 30 日	0
第 7 期	2017 年 12 月 1 日～2018 年 11 月 30 日	0
第 8 期	2018 年 12 月 1 日～2019 年 12 月 2 日	0
第 9 期	2019 年 12 月 3 日～2020 年 11 月 30 日	0
第 10 期	2020 年 12 月 1 日～2021 年 11 月 30 日	0
第 11 期	2021 年 12 月 1 日～2022 年 11 月 30 日	0
第 12 期	2022 年 12 月 1 日～2023 年 11 月 30 日	0
第 13 期	2023 年 12 月 1 日～2024 年 12 月 2 日	0
第 14 期	2024 年 12 月 3 日～2025 年 12 月 1 日	0

③【収益率の推移】

三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド

	収益率（％）
第 5 期	△5.2
第 6 期	24.3
第 7 期	△5.0
第 8 期	5.3
第 9 期	4.7
第 10 期	12.0
第 11 期	5.6
第 12 期	22.5
第 13 期	16.8
第 14 期	25.9
第 15 期（中間期）	19.4

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド

	設定口数（口）	解約口数（口）
第 5 期	769,510,936	186,265,298
第 6 期	2,809,793,582	645,206,011
第 7 期	5,251,030,945	1,172,961,790
第 8 期	5,703,494,269	1,689,034,012
第 9 期	6,050,586,569	2,450,604,056
第 10 期	5,478,649,497	2,114,195,889

第 11 期	5,937,619,852	1,912,587,588
第 12 期	6,987,903,321	2,569,940,130
第 13 期	7,708,670,536	3,772,822,159
第 14 期	7,767,314,956	3,562,315,477
第 15 期（中間期）	3,899,388,839	1,868,381,708

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（参考）

（１）投資状況

国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）

2026 年 6 月 30 日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
株式	日本	574,859,823,440	98.89
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	－	6,473,033,440	1.11
合計（純資産総額）		581,332,856,880	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
株価指数先物取引	買建	日本	6,725,040,000	1.16
合計	買建	－	6,725,040,000	1.16

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）

イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2026 年 6 月 30 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （％）
日本	株式	三菱ＵＦＪフィ ナンシャル・グ ループ	銀行業	6,400,800	2,478.47	15,864,191,950	3,207.00	20,527,365,600	3.53
日本	株式	東京エレクトロ ン	電気機器	216,400	32,199.83	6,968,042,865	77,150.00	16,695,260,000	2.87
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機 器	5,473,700	3,092.18	16,925,690,057	2,725.00	14,915,832,500	2.57
日本	株式	三井住友フィナ ンシャルグルー プ	銀行業	2,211,700	4,804.39	10,625,874,234	6,346.00	14,035,448,200	2.41
日本	株式	ソフトバンクグ ループ	情報・通 信業	1,981,000	4,169.95	8,260,662,847	5,963.00	11,812,703,000	2.03
日本	株式	日立製作所	電気機器	2,620,600	4,864.73	12,748,507,874	4,471.00	11,716,702,600	2.02
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	3,449,400	4,375.80	15,093,899,227	3,280.00	11,314,032,000	1.95
日本	株式	村田製作所	電気機器	983,500	3,311.39	3,256,754,398	11,395.00	11,206,982,500	1.93

日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1,412,000	5,547.15	7,832,569,958	7,743.00	10,933,116,000	1.88
日本	株式	アドバンテスト	電気機器	310,300	19,969.85	6,196,644,634	32,340.00	10,035,102,000	1.73
日本	株式	三菱商事	卸売業	2,001,600	3,710.77	7,427,468,992	4,347.00	8,700,955,200	1.50
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	737,800	7,994.73	5,898,511,774	11,330.00	8,359,274,000	1.44
日本	株式	キーエンス	電気機器	103,100	53,081.69	5,472,722,037	81,060.00	8,357,286,000	1.44
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	1,043,600	5,545.87	5,787,666,829	7,202.00	7,516,007,200	1.29
日本	株式	三菱重工業	機械	1,948,400	3,920.29	7,638,290,705	3,666.00	7,142,834,400	1.23
日本	株式	三井物産	卸売業	1,545,400	4,150.16	6,413,654,249	4,497.00	6,949,663,800	1.20
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	3,664,100	1,835.25	6,724,529,177	1,854.00	6,793,241,400	1.17
日本	株式	三菱電機	電気機器	1,139,700	4,293.56	4,893,366,532	5,876.00	6,696,877,200	1.15
日本	株式	信越化学工業	化学	918,400	4,728.11	4,342,291,836	7,008.00	6,436,147,200	1.11
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	73,600	56,531.44	4,160,713,640	82,810.00	6,094,816,000	1.05
日本	株式	キオクシアホールディングス	電気機器	63,300	10,340.59	654,559,126	89,680.00	5,676,744,000	0.98
日本	株式	パナソニックホールディングス	電気機器	1,229,800	1,943.23	2,389,784,141	4,502.00	5,536,559,600	0.95
日本	株式	フジクラ	非鉄金属	821,000	2,816.50	2,312,349,396	6,238.00	5,121,398,000	0.88
日本	株式	HOYA	精密機器	193,600	23,191.46	4,489,867,566	25,950.00	5,023,920,000	0.86
日本	株式	ルネサスエレクトロニクス	電気機器	1,008,900	1,864.09	1,880,682,980	4,807.00	4,849,782,300	0.83
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	918,000	4,548.41	4,175,443,877	5,155.00	4,732,290,000	0.81
日本	株式	任天堂	その他製品	644,800	12,914.17	8,327,058,042	6,815.00	4,394,312,000	0.76
日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	1,468,400	1,618.81	2,377,065,765	2,927.00	4,298,006,800	0.74
日本	株式	N T T	情報・通信業	28,386,200	155.70	4,419,696,179	145.00	4,115,999,000	0.71
日本	株式	ディスコ	機械	50,200	43,566.55	2,187,040,681	81,260.00	4,079,252,000	0.70

ロ 種類別・業種別投資比率

2026年6月30日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式 (国内)	水産・農林業	0.07
	鉱業	0.31
	建設業	2.14
	食料品	2.66
	繊維製品	0.30
	パルプ・紙	0.12
	化学	4.71
	医薬品	3.13
	石油・石炭製品	0.43
	ゴム製品	0.52

	ガラス・土石製品	0.89
	鉄鋼	0.62
	非鉄金属	2.83
	金属製品	0.49
	機械	6.12
	電気機器	22.85
	輸送用機器	4.80
	精密機器	1.82
	その他製品	1.78
	電気・ガス業	1.16
	陸運業	1.77
	海運業	0.47
	空運業	0.26
	倉庫・運輸関連業	0.13
	情報・通信業	6.07
	卸売業	6.86
	小売業	3.87
	銀行業	11.35
	証券、商品先物取引業	0.88
	保険業	3.27
	その他金融業	1.19
	不動産業	1.64
	サービス業	3.39
合 計		98.89

②投資不動産物件

国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）

2026年6月30日現在

種類	国／ 地域	取引所 等	名称	買建／ 売建	数量	通貨	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
株価指数 先物取引	日本	大阪取引 所	TOPIX 先物 0809 月 2026年 9月	買建	168	日本・円	6,615,085,800	6,725,040,000	1.16

(注) 主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

基準日:2026年6月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

決算期	分配金
2025年12月	0円
2024年12月	0円
2023年11月	0円
2022年11月	0円
2021年11月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況

■三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.01
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド(B号)	100.01

■国内株式インデックス・マザーファンド(B号)

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	日本	98.89
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.11
合計(純資産総額)		100.00

※株価指数先物取引の買建て 1.16%

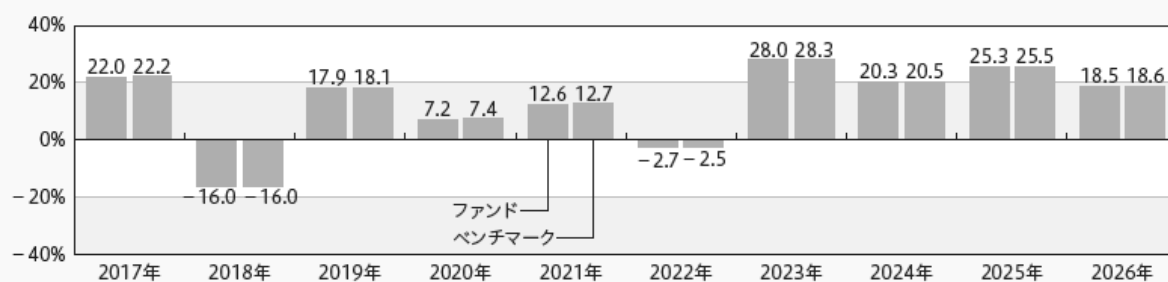
主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	3.53
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	2.87
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	2.57
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2.41
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	2.03
日本	株式	日立製作所	電気機器	2.02
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	1.95
日本	株式	村田製作所	電気機器	1.93
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1.88
日本	株式	アドバンテスト	電気機器	1.73

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※2026年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ベンチマーク(TOPIX(東証株価指数、配当込み))の情報は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

(イ) ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(ロ) 原則として午後3時30分までに、取得申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

(ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

(ニ) 定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ロ 申込価額

取得申込受付日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

ありません。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2 【換金（解約） 手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時30分までに、解約請求のお申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の基準価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

投資対象とする親投資信託受益証券は、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価します。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜主要投資対象の評価方法＞

主要投資対象	有価証券等の評価方法
株式、投資証券等	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の最終相場で評価します。
	(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価します。

市場デリバティブ取引	原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。
------------	---

※国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「DC積N日株」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

(2) 【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2011年12月9日から下記「(5) その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

(4) 【計算期間】

毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

イ 信託の終了

(イ) 信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- c. 書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b～dまでの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b～dまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ) 収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。
ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

ハ 信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁

より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。

- (ロ) 委託会社は、上記（イ）の事項（変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ハ) 上記（ロ）の書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ) 書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います（書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。）。
- (ホ) 上記（ロ）から（ニ）までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ヘ) 上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

ニ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからでも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用報告書（運用状況に係る情報）

委託会社は毎決算時および償還時に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、受益者に対し、原則として販売会社を通じて、書面交付または電磁的方法のいずれかの方法で提供されます。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（<https://www.smd-am.co.jp>）に掲載されますが、受益者から請求があった場合には書面交付されます。

4 【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行行使することができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 14 期（2024 年 12 月 3 日から 2025 年 12 月 1 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2026年2月12日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンドの2024年12月3日から2025年12月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンドの2025年12月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 13 期 (2024 年 12 月 2 日現在)	第 14 期 (2025 年 12 月 1 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	965,801	1,590,843
コール・ローン	178,178,205	213,675,981
親投資信託受益証券	146,892,386,435	209,923,667,927
未収入金	21,392,954	-
流動資産合計	147,092,923,395	210,138,934,751
資産合計	147,092,923,395	210,138,934,751
負債の部		
流動負債		
未払解約金	200,330,730	214,198,379
未払受託者報酬	15,669,548	20,446,647
未払委託者報酬	109,687,161	143,126,781
その他未払費用	2,130,458	2,221,310
流動負債合計	327,817,897	379,993,117
負債合計	327,817,897	379,993,117
純資産の部		
元本等		
元本	31,013,340,454	35,218,339,933
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	115,751,765,044	174,540,601,701
（分配準備積立金）	42,542,470,463	78,674,913,387
元本等合計	146,765,105,498	209,758,941,634
純資産合計	146,765,105,498	209,758,941,634
負債純資産合計	147,092,923,395	210,138,934,751

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 13 期 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日	第 14 期 自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
営業収益		
受取利息	170,001	862,215
有価証券売買等損益	19,357,620,919	42,085,817,297
営業収益合計	19,357,790,920	42,086,679,512
営業費用		
支払利息	10,405	-
受託者報酬	29,416,363	37,081,584
委託者報酬	205,915,123	259,571,577
その他費用	4,028,960	4,426,187
営業費用合計	239,370,851	301,079,348
営業利益又は営業損失（△）	19,118,420,069	41,785,600,164
経常利益又は経常損失（△）	19,118,420,069	41,785,600,164
当期純利益又は当期純損失（△）	19,118,420,069	41,785,600,164
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,709,432,098	1,318,700,435
期首剰余金又は期首欠損金（△）	82,605,954,855	115,751,765,044
剰余金増加額又は欠損金減少額	27,442,689,637	31,669,108,109
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	27,442,689,637	31,669,108,109
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,705,867,419	13,347,171,181
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,705,867,419	13,347,171,181
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	115,751,765,044	174,540,601,701

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 14 期
	自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末および当期末が休日のため、2024 年 12 月 3 日から 2025 年 12 月 1 日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 13 期	第 14 期
	(2024 年 12 月 2 日現在)	(2025 年 12 月 1 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	31, 013, 340, 454 口	35, 218, 339, 933 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 4. 7323 円 (1 万口当たりの純資産額 47, 323 円)	1 口当たり純資産額 5. 9560 円 (1 万口当たりの純資産額 59, 560 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 13 期	第 14 期
	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日	自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (3, 139, 545, 950 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (14, 269, 442, 021	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (4, 188, 658, 206 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (36, 278, 241, 523

	円)、収益調整金 (73, 209, 294, 581 円)、および分配準備積立金 (25, 133, 482, 492 円) より、分配対象収益は 115, 751, 765, 044 円 (1 万口当たり 37, 323. 22 円) がありますが、分配を行っておりません。	円)、収益調整金 (95, 865, 688, 314 円)、および分配準備積立金 (38, 208, 013, 658 円) より、分配対象収益は 174, 540, 601, 701 円 (1 万口当たり 49, 559. 58 円) がありますが、分配を行っておりません。
--	---	---

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 14 期 自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。	

	なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--	---

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 14 期 (2025 年 12 月 1 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 13 期（自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	19,138,868,988 円
合計	19,138,868,988 円

第 14 期（自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	41,945,902,467 円
合計	41,945,902,467 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 14 期

自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 13 期 (2024 年 12 月 2 日現在)	第 14 期 (2025 年 12 月 1 日現在)
期首元本額	27,077,492,077 円	31,013,340,454 円
期中追加設定元本額	7,708,670,536 円	7,767,314,956 円
期中一部解約元本額	3,772,822,159 円	3,562,315,477 円

(4)【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	国内株式インデックス・マザーファン ド (B 号)	34,028,800,118	209,923,667,927	
	親投資信託受益証券 小計		209,923,667,927	
合 計			209,923,667,927	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンドは、「国内株式インデックス・マザーファンド（B号）」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

国内株式インデックス・マザーファンド（B号）

（1）貸借対照表

（単位：円）

（2025年12月1日現在）	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	34,101,014
コール・ローン	4,580,317,469
株式	471,722,174,620
派生商品評価勘定	164,550,500
未収配当金	2,639,568,383
差入委託証拠金	427,353,131
流動資産合計	479,568,065,117
資産合計	479,568,065,117
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	13,692,500
前受金	253,310,000
未払解約金	165,210,096
流動負債合計	432,212,596
負債合計	432,212,596
純資産の部	
元本等	
元本	77,668,619,507
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	401,467,233,014
元本等合計	479,135,852,521
純資産合計	479,135,852,521
負債純資産合計	479,568,065,117

（2）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。

	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	(2025 年 12 月 1 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	77,668,619,507 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 6.1690 円 (1 万口当たりの純資産額 61,690 円)

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、先物取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等

	(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025 年 12 月 1 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場

	リスクを示すものではありません。
--	------------------

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025 年 12 月 1 日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	TOPIX 先物 0712 月	7, 181, 742, 000	－	7, 332, 600, 000	150, 858, 000
	小計	7, 181, 742, 000	－	7, 332, 600, 000	150, 858, 000
合 計		7, 181, 742, 000	－	7, 332, 600, 000	150, 858, 000

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 12 月 1 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025 年 12 月 1 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	72, 554, 135, 505 円
同期中における追加設定元本額	13, 962, 932, 901 円
同期中における一部解約元本額	8, 848, 448, 899 円
2025 年 12 月 1 日現在の元本の内訳	
三井住友・日本株式インデックス年金ファンド	9, 413, 939, 381 円
三井住友・DC 年金バランス 3 0 (債券重点型)	920, 903, 673 円
三井住友・DC 年金バランス 5 0 (標準型)	4, 364, 091, 366 円
三井住友・DC 年金バランス 7 0 (株式重点型)	3, 938, 628, 659 円
SMAM・グローバルバランスファンド (機動的資産配分型)	135, 517, 359 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2 0 2 0 (4 資産タイプ)	2, 509, 051 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2 0 2 5 (4 資産タイプ)	8, 628, 081 円

三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）	29,224,486 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035（4資産タイプ）	96,675,617 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040（4資産タイプ）	99,666,322 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045（4資産タイプ）	218,702,263 円
国内株式指数ファンド（TOPIX）	1,347,003,256 円
三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド	34,028,800,118 円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	96,820,598 円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	168,760,004 円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	105,105,371 円
イオン・バランス戦略ファンド	21,357,845 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	105,362,894 円
三井住友・資産最適化ファンド（1安定重視型）	218,968,063 円
三井住友・資産最適化ファンド（2やや安定型）	237,160,582 円
三井住友・資産最適化ファンド（3バランス型）	997,333,666 円
三井住友・資産最適化ファンド（4やや成長型）	631,790,243 円
三井住友・資産最適化ファンド（5成長重視型）	820,571,652 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	84,210,434 円
三井住友DS・国内株式インデックス年金ファンド	2,144,844,053 円
三井住友DS・年金バランス30（債券重点型）	43,689,077 円
三井住友DS・年金バランス50（標準型）	316,931,055 円
三井住友DS・年金バランス70（株式重点型）	320,680,412 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	31,521,038 円
日興FWS・日本株インデックス	3,909,265,405 円
三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド	274,979,426 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	74,611,439 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	43,329,070 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	44,414,365 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	30,713,646 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	25,326,674 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	383,944 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	44,679,966 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	271,815,673 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	288,069,845 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	90,296,034 円
三井住友DS・バランスファンド（保守コース）	550,269 円
三井住友DS・バランスファンド（安定コース）	936,507 円
三井住友DS・バランスファンド（標準コース）	1,248,004 円
三井住友DS・バランスファンド（成長コース）	1,932,130 円
三井住友DS・バランスファンド（積極コース）	787,072 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070	327,858 円
SMAM・国内株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	2,068,115,383 円
バランスファンドVA（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	5,237,589 円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型＜適格機関投資家限定＞	18,308,880 円
SMAM・バランスファンドVA25＜適格機関投資家専用＞	349,260,191 円

SMAM・バランスファンドVA37. 5<適格機関投資家専用>	747,315,748 円
SMAM・バランスファンドVA50<適格機関投資家専用>	3,044,286,751 円
SMAM・バランスファンドVL30<適格機関投資家限定>	17,799,946 円
SMAM・バランスファンドVL50<適格機関投資家限定>	71,919,847 円
SMAM・バランスファンドVA75<適格機関投資家専用>	469,357,641 円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型<適格機関投資家限定>	25,207,964 円
SMAM・インデックス・バランスVA25<適格機関投資家専用>	123,855,928 円
SMAM・インデックス・バランスVA50<適格機関投資家専用>	448,826,001 円
SMAM・バランスファンドVA40<適格機関投資家専用>	254,477,748 円
SMAM・バランスファンドVA35<適格機関投資家専用>	737,284,826 円
SMAM・グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	16,740,216 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A<適格機関投資家専用>	14,519,224 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A<適格機関投資家専用>	10,892,039 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A<適格機関投資家専用>	11,998,227 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L<適格機関投資家専用>	33,683,488 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L<適格機関投資家専用>	101,584,628 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2<適格機関投資家専用>	18,965,511 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2<適格機関投資家専用>	16,892,432 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2<適格機関投資家専用>	5,355,484 円
SMAM・アセットバランスファンドVA30L2<適格機関投資家専用>	18,627,925 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2<適格機関投資家専用>	231,491,187 円
SMAM・国内株式インデックスファンド・VA（適格機関投資家専用）	129,947,670 円
SMAM・グローバルバランスファンド（標準型）VA<適格機関投資家限定>	96,707,170 円
SMAM・グローバルバランスファンド（債券重視型）VA<適格機関投資家限定>	32,783,784 円
SMAM・世界バランスファンドVA<適格機関投資家限定>	28,457,857 円
SMAM・世界バランスファンドVA2<適格機関投資家限定>	15,762,479 円
SMAM・年金パッシブ日本株式ファンド<非課税適格機関投資家限定>	1,966,631,846 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	48,510,892 円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	21,479,964 円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	32,971,332 円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII<適格機関投資家限定>	282,800,435 円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド（リスク3%）<適格機関投資家限定>	97,497,328 円
合 計	77,668,619,507 円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

（単位：円）

銘 柄	株 数	評価額		備考
		単価	金額	
極洋	5,700	4,725.000	26,932,500	

ニッスイ	139,400	1,207.000	168,255,800
マルハニチロ	20,700	3,766.000	77,956,200
ユキグニファクトリー	14,800	1,047.000	15,495,600
カネコ種苗	5,000	1,580.000	7,900,000
サカタのタネ	16,500	4,260.000	70,290,000
ホクト	11,300	2,079.000	23,492,700
住石ホールディングス	19,100	570.000	10,887,000
日鉄鉱業	28,000	1,857.000	51,996,000
I N P E X	469,700	3,223.000	1,513,843,100
石油資源開発	92,300	1,414.000	130,512,200
K&Oエナジーグループ	6,400	3,525.000	22,560,000
ショーボンドホールディングス	18,400	5,019.000	92,349,600
ミライト・ワン	44,600	3,301.000	147,224,600
タマホーム	9,000	3,625.000	32,625,000
第一カッター興業	4,500	1,393.000	6,268,500
安藤・間	77,400	1,849.000	143,112,600
東急建設	43,600	1,280.000	55,808,000
コムシスホールディングス	49,800	4,204.000	209,359,200
ビーアールホールディングス	25,400	332.000	8,432,800
高松コンストラクショングループ	10,100	4,085.000	41,258,500
東建コーポレーション	3,000	14,450.000	43,350,000
ヤマウラ	8,900	1,485.000	13,216,500
オリエンタル白石	55,800	415.000	23,157,000
大成建設	81,600	13,265.000	1,082,424,000
大林組	313,600	3,119.000	978,118,400
清水建設	268,300	2,769.500	743,056,850
長谷工コーポレーション	90,300	2,896.000	261,508,800
松井建設	10,100	1,548.000	15,634,800
鹿島建設	217,400	5,720.000	1,243,528,000
不動テトラ	6,200	2,570.000	15,934,000
鉄建建設	6,800	4,075.000	27,710,000
西松建設	15,700	5,613.000	88,124,100
大豊建設	15,000	761.000	11,415,000
奥村組	17,100	6,030.000	103,113,000
東鉄工業	11,200	4,385.000	49,112,000
浅沼組	38,200	1,028.000	39,269,600
戸田建設	120,500	1,220.500	147,070,250
熊谷組	64,800	1,553.000	100,634,400
矢作建設工業	13,100	2,306.000	30,208,600
ピーエス・コンストラクション	7,100	2,472.000	17,551,200
日本ハウスホールディングス	23,700	316.000	7,489,200
新日本建設	15,000	1,939.000	29,085,000
東亜道路工業	17,400	1,623.000	28,240,200
東亜建設工業	32,300	2,958.000	95,543,400

日本国土開発	33,100	542.000	17,940,200
若築建設	3,700	4,485.000	16,594,500
五洋建設	129,400	1,729.500	223,797,300
世紀東急工業	20,000	1,591.000	31,820,000
福田組	4,100	7,690.000	31,529,000
住友林業	253,600	1,620.500	410,958,800
大和ハウス工業	272,400	5,140.000	1,400,136,000
ライト工業	18,800	3,385.000	63,638,000
積水ハウス	295,200	3,409.000	1,006,336,800
日特建設	11,000	1,227.000	13,497,000
北陸電気工事	8,300	1,342.000	11,138,600
ユアテック	18,600	2,687.000	49,978,200
日本リーテック	8,000	2,145.000	17,160,000
四電工	15,000	1,488.000	22,320,000
中電工	16,000	4,425.000	70,800,000
関電工	53,700	4,800.000	257,760,000
きんでん	67,100	6,411.000	430,178,100
東京エネシス	12,500	1,804.000	22,550,000
トーエネック	16,700	1,892.000	31,596,400
日本電設工業	20,100	3,210.000	64,521,000
エクシオグループ	92,500	2,410.000	222,925,000
新日本空調	12,600	3,140.000	39,564,000
クラフティア	21,100	7,722.000	162,934,200
三機工業	21,300	5,290.000	112,677,000
日揮ホールディングス	108,700	1,887.500	205,171,250
中外炉工業	3,200	4,470.000	14,304,000
太平電業	19,200	2,278.000	43,737,600
高砂熱学工業	50,400	4,428.000	223,171,200
朝日工業社	9,000	3,370.000	30,330,000
明星工業	16,900	1,651.000	27,901,900
大気社	24,900	3,120.000	77,688,000
ダイダン	17,300	6,990.000	120,927,000
日比谷総合設備	8,800	4,605.000	40,524,000
飛島ホールディングス	10,300	2,222.000	22,886,600
フィル・カンパニー	2,600	927.000	2,410,200
テスホールディングス	25,200	334.000	8,416,800
インフロニア・ホールディングス	103,300	1,965.500	203,036,150
東洋エンジニアリング	14,700	2,633.000	38,705,100
レイズネクスト	17,500	2,376.000	41,580,000
ニッポン	33,000	2,373.000	78,309,000
日清製粉グループ本社	97,400	1,849.000	180,092,600
日東富士製粉	1,800	6,920.000	12,456,000
昭和産業	7,800	2,915.000	22,737,000
中部飼料	13,000	1,756.000	22,828,000

フィード・ワン	14,600	1,028.000	15,008,800
日本甜菜製糖	5,400	3,595.000	19,413,000
DM三井製糖	9,100	3,285.000	29,893,500
ウェルネオシュガー	4,900	2,813.000	13,783,700
森永製菓	39,500	2,635.000	104,082,500
中村屋	3,300	3,060.000	10,098,000
江崎グリコ	27,800	5,467.000	151,982,600
m e i t o	2,600	2,314.000	6,016,400
井村屋グループ	5,100	2,537.000	12,938,700
不二家	6,000	2,650.000	15,900,000
山崎製パン	66,300	3,302.000	218,922,600
モロゾフ	8,400	1,545.000	12,978,000
亀田製菓	6,300	4,015.000	25,294,500
寿スピリッツ	58,500	1,840.000	107,640,000
カルビー	44,800	2,935.500	131,510,400
森永乳業	36,400	3,685.000	134,134,000
六甲バター	6,800	1,256.000	8,540,800
ヤクルト本社	137,200	2,456.500	337,031,800
明治ホールディングス	132,300	3,280.000	433,944,000
雪印メグミルク	26,400	3,045.000	80,388,000
プリマハム	12,800	2,618.000	33,510,400
日本ハム	39,000	6,881.000	268,359,000
丸大食品	9,600	2,172.000	20,851,200
S F o o d s	12,700	2,610.000	33,147,000
柿安本店	3,300	2,635.000	8,695,500
伊藤ハム米久ホールディングス	18,800	5,700.000	107,160,000
サッポロホールディングス	29,600	7,985.000	236,356,000
アサヒグループホールディングス	738,900	1,793.500	1,325,217,150
キリンホールディングス	410,400	2,445.500	1,003,633,200
シマダヤ	4,500	1,750.000	7,875,000
宝ホールディングス	76,600	1,497.500	114,708,500
オエノンホールディングス	31,400	534.000	16,767,600
養命酒製造	3,000	4,390.000	13,170,000
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	69,100	2,843.500	196,485,850
ライフドリンク カンパニー	22,500	2,021.000	45,472,500
サントリー食品インターナショナル	69,200	4,818.000	333,405,600
ダイドーグループホールディングス	10,900	2,566.000	27,969,400
伊藤園	32,000	3,173.000	101,536,000
キーコーヒー	10,100	2,004.000	20,240,400
日清オイリオグループ	13,700	5,230.000	71,651,000
不二製油	20,100	3,555.000	71,455,500
Jーオイルミルズ	10,600	2,008.000	21,284,800
キッコーマン	327,000	1,400.500	457,963,500

味の素	482,900	3,557.000	1,717,675,300
ブルドックソース	4,700	1,912.000	8,986,400
キューピー	53,200	4,324.000	230,036,800
ハウス食品グループ本社	32,500	2,909.000	94,542,500
カゴメ	52,100	2,688.500	140,070,850
アリアケジャパン	9,500	5,450.000	51,775,000
エバラ食品工業	2,900	2,539.000	7,363,100
ニチレイ	77,900	1,920.000	149,568,000
東洋水産	45,600	10,995.000	501,372,000
イトアンドホールディングス	4,700	1,978.000	9,296,600
ヨシムラ・フード・ホールディングス	6,100	716.000	4,367,600
日清食品ホールディングス	115,000	2,788.500	320,677,500
フジッコ	8,000	1,601.000	12,808,000
ロック・フィールド	10,000	1,419.000	14,190,000
日本たばこ産業	598,000	5,865.000	3,507,270,000
ケンコーマヨネーズ	6,500	1,950.000	12,675,000
わらべや日洋ホールディングス	6,800	3,350.000	22,780,000
なとり	5,100	1,941.000	9,899,100
ファーマフーズ	14,900	749.000	11,160,100
ユーグレナ	67,700	399.000	27,012,300
紀文食品	8,700	1,073.000	9,335,100
ピクルスホールディングス	5,200	1,196.000	6,219,200
オリオンビール	12,200	1,432.000	17,470,400
理研ビタミン	7,700	2,904.000	22,360,800
片倉工業	9,300	3,130.000	29,109,000
グンゼ	13,800	4,175.000	57,615,000
富士紡ホールディングス	4,100	8,000.000	32,800,000
倉敷紡績	6,600	7,630.000	50,358,000
シキボウ	5,900	1,036.000	6,112,400
日本毛織	25,800	1,790.000	46,182,000
帝国繊維	11,400	3,590.000	40,926,000
帝人	97,100	1,285.500	124,822,050
東レ	731,800	1,004.000	734,727,200
セーレン	18,800	3,150.000	59,220,000
小松マテーレ	14,500	814.000	11,803,000
ワコールホールディングス	19,400	4,795.000	93,023,000
ホギメディカル	13,600	5,720.000	77,792,000
T S I ホールディングス	32,900	983.000	32,340,700
ワールド	15,500	2,980.000	46,190,000
三陽商会	5,000	3,465.000	17,325,000
オンワードホールディングス	63,300	688.000	43,550,400
ルックホールディングス	3,800	2,724.000	10,351,200
ゴールドウイン	53,100	2,907.500	154,388,250
特種東海製紙	17,100	1,507.000	25,769,700

王子ホールディングス	376,500	813.100	306,132,150
日本製紙	49,500	1,114.000	55,143,000
北越コーポレーション	56,700	902.000	51,143,400
大王製紙	54,100	940.000	50,854,000
レンゴー	87,100	1,116.000	97,203,600
トーモク	5,700	3,380.000	19,266,000
ザ・パック	24,900	1,290.000	32,121,000
北の達人コーポレーション	43,500	133.000	5,785,500
東洋紡	43,300	1,196.000	51,786,800
クラレ	133,000	1,524.000	202,692,000
旭化成	661,800	1,247.000	825,264,600
レゾナック・ホールディングス	96,700	6,371.000	616,075,700
住友化学	809,300	473.100	382,879,830
住友精化	5,300	5,310.000	28,143,000
日産化学	51,400	5,079.000	261,060,600
ラサ工業	3,500	5,770.000	20,195,000
クレハ	17,800	3,880.000	69,064,000
多木化学	3,600	3,730.000	13,428,000
テイカ	7,800	1,255.000	9,789,000
石原産業	16,000	2,765.000	44,240,000
日本曹達	20,800	3,515.000	73,112,000
東ソー	140,100	2,325.000	325,732,500
トクヤマ	32,300	4,088.000	132,042,400
セントラル硝子	14,000	3,395.000	47,530,000
東亜合成	39,300	1,619.500	63,646,350
大阪ソーダ	35,200	2,173.000	76,489,600
関東電化工業	20,800	1,016.000	21,132,800
デンカ	36,200	2,631.000	95,242,200
信越化学工業	888,100	4,656.000	4,134,993,600
日本カーバイド工業	4,800	2,476.000	11,884,800
堺化学工業	6,800	3,065.000	20,842,000
第一稀元素化学工業	8,300	1,130.000	9,379,000
エア・ウォーター	94,200	2,195.500	206,816,100
日本酸素ホールディングス	110,500	4,970.000	549,185,000
日本化学工業	3,100	2,569.000	7,963,900
日本パーカライジング	42,800	1,401.000	59,962,800
高压ガス工業	20,100	1,059.000	21,285,900
四国化成ホールディングス	11,300	2,803.000	31,673,900
ステラ ケミファ	5,000	4,150.000	20,750,000
保土谷化学工業	6,000	1,893.000	11,358,000
日本触媒	64,200	1,851.500	118,866,300
大日精化工業	6,300	3,955.000	24,916,500
カネカ	24,600	4,315.000	106,149,000
三菱瓦斯化学	74,600	2,664.000	198,734,400

三井化学	89,900	3,906.000	351,149,400
東京応化工業	47,500	5,870.000	278,825,000
大阪有機化学工業	8,000	3,915.000	31,320,000
三菱ケミカルグループ	711,600	867.300	617,170,680
KHネオケム	17,900	2,463.000	44,087,700
ダイセル	110,000	1,302.500	143,275,000
住友ベークライト	32,900	5,054.000	166,276,600
積水化学工業	209,000	2,594.500	542,250,500
日本ゼオン	72,200	1,761.000	127,144,200
アイカ工業	25,400	3,469.000	88,112,600
UBE	51,300	2,496.000	128,044,800
積水樹脂	13,700	2,146.000	29,400,200
旭有機材	6,200	4,625.000	28,675,000
ニチバン	5,700	1,973.000	11,246,100
リケンテクノス	18,800	1,443.000	27,128,400
大倉工業	5,900	4,910.000	28,969,000
積水化成製品工業	9,700	377.000	3,656,900
群栄化学工業	2,100	3,540.000	7,434,000
ダイキョーニシカワ	21,100	765.000	16,141,500
森六	6,300	2,355.000	14,836,500
恵和	6,300	1,217.000	7,667,100
日本化薬	64,900	1,634.000	106,046,600
カーリット	9,300	1,664.000	15,475,200
日本精化	6,300	2,873.000	18,099,900
扶桑化学工業	9,600	6,310.000	60,576,000
トリケミカル研究所	10,800	3,295.000	35,586,000
ADEKA	34,500	3,654.000	126,063,000
日油	114,900	3,255.000	373,999,500
ハリマ化成グループ	5,800	863.000	5,005,400
花王	244,400	6,266.000	1,531,410,400
第一工業製薬	3,800	7,320.000	27,816,000
石原ケミカル	4,300	2,194.000	9,434,200
三洋化成工業	6,000	4,745.000	28,470,000
大日本塗料	10,100	1,324.000	13,372,400
日本ペイントホールディングス	531,700	1,017.500	541,004,750
関西ペイント	80,600	2,362.500	190,417,500
中国塗料	22,200	4,550.000	101,010,000
藤倉化成	13,700	631.000	8,644,700
太陽ホールディングス	47,600	4,808.000	228,860,800
DIC	36,200	3,777.000	136,727,400
サカタインクス	22,100	2,300.000	50,830,000
artience	18,800	3,385.000	63,638,000
富士フイルムホールディングス	604,100	3,286.000	1,985,072,600
資生堂	194,600	2,196.500	427,438,900

ライオン	116,700	1,635.000	190,804,500
高砂香料工業	35,000	1,538.000	53,830,000
ミルボン	18,700	2,510.000	46,937,000
コーセー	22,900	5,162.000	118,209,800
コタ	8,900	1,203.000	10,706,700
ポーラ・オルビスホールディングス	51,500	1,335.000	68,752,500
ノエビアホールディングス	9,500	4,630.000	43,985,000
新日本製薬	6,000	2,045.000	12,270,000
I－n e	6,000	1,398.000	8,388,000
アクシージア	12,100	417.000	5,045,700
エスデー	7,300	1,564.000	11,417,200
コニシ	30,300	1,300.000	39,390,000
長谷川香料	18,900	2,790.000	52,731,000
小林製薬	26,600	5,227.000	139,038,200
荒川化学工業	8,800	1,131.000	9,952,800
メック	8,000	4,995.000	39,960,000
日本高純度化学	2,300	3,445.000	7,923,500
タカラバイオ	31,000	860.000	26,660,000
J C U	10,600	4,510.000	47,806,000
O A Tアグリオ	4,200	2,229.000	9,361,800
デクセリアルズ	85,100	2,955.000	251,470,500
アース製薬	8,800	5,220.000	45,936,000
北興化学工業	9,900	1,626.000	16,097,400
大成ラミックグループ	3,600	2,656.000	9,561,600
クミアイ化学工業	47,500	691.000	32,822,500
日本農薬	17,400	881.000	15,329,400
アキレス	5,700	1,355.000	7,723,500
有沢製作所	16,300	1,673.000	27,269,900
日東電工	303,800	3,758.000	1,141,680,400
レック	13,200	1,087.000	14,348,400
三光合成	12,000	830.000	9,960,000
Z A C R O S	30,400	1,172.000	35,628,800
前澤化成工業	6,200	2,141.000	13,274,200
未来工業	5,500	3,410.000	18,755,000
J S P	7,100	2,329.000	16,535,900
エフピコ	24,800	2,698.000	66,910,400
信越ポリマー	20,800	1,943.000	40,414,400
ニフコ	37,100	4,748.000	176,150,800
バルカー	7,700	3,945.000	30,376,500
ユニ・チャーム	630,700	907.900	572,612,530
協和キリン	116,800	2,631.500	307,359,200
武田薬品工業	887,800	4,509.000	4,003,090,200
アステラス製薬	879,000	1,970.500	1,732,069,500
住友ファーマ	89,000	2,570.000	228,730,000

塩野義製薬	358,600	2,621.500	940,069,900
日本新薬	26,100	3,553.000	92,733,300
中外製薬	312,200	8,072.000	2,520,078,400
科研製薬	15,800	3,830.000	60,514,000
エーザイ	130,900	4,790.000	627,011,000
ロート製薬	106,100	2,481.500	263,287,150
小野薬品工業	215,800	2,129.000	459,438,200
久光製薬	19,400	4,245.000	82,353,000
持田製薬	11,500	3,430.000	39,445,000
参天製薬	178,100	1,581.500	281,665,150
扶桑薬品工業	4,700	2,181.000	10,250,700
ツムラ	34,200	3,861.000	132,046,200
キッセイ薬品工業	15,900	4,645.000	73,855,500
生化学工業	19,700	703.000	13,849,100
栄研化学	17,300	2,467.000	42,679,100
J C Rファーマ	37,700	762.000	28,727,400
東和薬品	14,700	3,210.000	47,187,000
富士製薬工業	8,200	1,769.000	14,505,800
ゼリア新薬工業	15,100	2,016.000	30,441,600
ネクセラファーマ	46,600	847.000	39,470,200
第一三共	915,800	3,818.000	3,496,524,400
杏林製薬	21,800	1,505.000	32,809,000
大幸薬品	25,200	299.000	7,534,800
ダイト	16,400	1,323.000	21,697,200
大塚ホールディングス	222,900	8,686.000	1,936,109,400
ペプチドリーム	48,400	1,731.000	83,780,400
セルソース	8,800	501.000	4,408,800
あすか製薬ホールディングス	10,200	2,030.000	20,706,000
サワイグループホールディングス	51,500	1,958.000	100,837,000
日本コークス工業	133,700	108.000	14,439,600
ニチレキグループ	11,700	2,484.000	29,062,800
ユシロ	5,200	2,564.000	13,332,800
出光興産	433,200	1,148.500	497,530,200
ENEOSホールディングス	1,407,700	1,030.000	1,449,931,000
コスモエネルギーホールディングス	56,600	4,077.000	230,758,200
横浜ゴム	55,500	6,311.000	350,260,500
TOYO TIRE	63,200	4,229.000	267,272,800
ブリヂストン	293,700	7,197.000	2,113,758,900
住友ゴム工業	107,200	2,167.000	232,302,400
藤倉コンポジット	12,100	2,030.000	24,563,000
オカモト	5,800	5,440.000	31,552,000
フコク	7,000	1,862.000	13,034,000
ニッタ	12,200	4,100.000	50,020,000
三ツ星ベルト	14,700	3,860.000	56,742,000

バンドー化学	19,500	2,040.000	39,780,000
日東紡績	13,500	13,610.000	183,735,000
A G C	97,800	5,321.000	520,393,800
日本電気硝子	34,000	5,766.000	196,044,000
オハラ	5,500	1,130.000	6,215,000
住友大阪セメント	17,900	3,761.000	67,321,900
太平洋セメント	62,000	3,761.000	233,182,000
日本ヒューム	9,400	2,965.000	27,871,000
日本コンクリート工業	19,100	330.000	6,303,000
三谷セキサン	3,800	8,240.000	31,312,000
アジアパイルホールディングス	14,000	1,512.000	21,168,000
東海カーボン	101,500	1,008.500	102,362,750
日本カーボン	7,300	4,475.000	32,667,500
東洋炭素	9,800	4,855.000	47,579,000
ノリタケ	10,300	5,390.000	55,517,000
T O T O	65,100	4,093.000	266,454,300
日本碍子	112,700	3,070.000	345,989,000
日本特殊陶業	82,100	6,621.000	543,584,100
M A R U W A	4,200	48,210.000	202,482,000
品川リフラ	16,000	1,969.000	31,504,000
ヨータイ	5,000	1,767.000	8,835,000
フジミインコーポレーテッド	28,500	2,424.000	69,084,000
ニチアス	25,300	6,100.000	154,330,000
ニチハ	14,500	3,060.000	44,370,000
日本製鉄	2,777,500	625.400	1,737,048,500
神戸製鋼所	206,500	1,916.500	395,757,250
中山製鋼所	20,800	590.000	12,272,000
合同製鉄	5,700	3,880.000	22,116,000
J F E ホールディングス	329,900	1,903.500	627,964,650
東京製鉄	28,200	1,429.000	40,297,800
共英製鋼	12,800	2,374.000	30,387,200
大和工業	19,400	10,335.000	200,499,000
東京製鋼	4,300	5,840.000	25,112,000
大阪製鉄	5,400	3,000.000	16,200,000
ヨドコウ	64,100	1,315.000	84,291,500
中部鋼鈑	7,400	2,132.000	15,776,800
丸一鋼管	101,100	1,431.500	144,724,650
モリ工業	13,000	989.000	12,857,000
大同特殊鋼	65,000	1,547.500	100,587,500
日本冶金工業	6,700	4,335.000	29,044,500
愛知製鋼	23,400	2,906.000	68,000,400
大平洋金属	10,100	2,382.000	24,058,200
新日本電工	59,600	333.000	19,846,800
栗本鐵工所	25,000	1,738.000	43,450,000

三菱製鋼	7,800	1,798.000	14,024,400
日本精線	7,900	1,120.000	8,848,000
エンビプロ・ホールディングス	11,600	601.000	6,971,600
J X 金属	284,800	1,650.000	469,920,000
大紀アルミニウム工業所	14,200	1,087.000	15,435,400
日本軽金属ホールディングス	30,700	2,428.000	74,539,600
三井金属	25,800	16,620.000	428,796,000
三菱マテリアル	67,500	3,154.000	212,895,000
住友金属鉱山	140,200	5,127.000	718,805,400
DOWAホールディングス	27,500	5,993.000	164,807,500
古河機械金属	13,300	4,055.000	53,931,500
大阪チタニウムテクノロジーズ	17,700	2,110.000	37,347,000
東邦チタニウム	21,200	1,274.000	27,008,800
U A C J	67,200	2,029.000	136,348,800
C K サンエツ	2,400	3,880.000	9,312,000
古河電気工業	34,500	9,600.000	331,200,000
住友電気工業	355,800	6,330.000	2,252,214,000
フジクラ	132,100	16,345.000	2,159,174,500
SWCC	13,800	11,180.000	154,284,000
平河ヒューテック	6,800	3,115.000	21,182,000
リョービ	10,900	2,682.000	29,233,800
AREホールディングス	41,700	2,996.000	124,933,200
稲葉製作所	6,400	1,606.000	10,278,400
宮地エンジニアリンググループ	11,700	1,855.000	21,703,500
トーカロ	29,000	2,177.000	63,133,000
SUMCO	198,200	1,254.000	248,542,800
川田テクノロジーズ	7,100	4,155.000	29,500,500
R S T E C H N O L O G I E S	7,900	3,585.000	28,321,500
東洋製罐グループホールディングス	52,000	3,782.000	196,664,000
ホッカンホールディングス	5,300	2,342.000	12,412,600
横河ブリッジホールディングス	17,100	2,929.000	50,085,900
三和ホールディングス	100,000	4,037.000	403,700,000
文化シヤッター	37,300	2,098.000	78,255,400
三協立山	14,400	606.000	8,726,400
アルインコ	7,700	1,085.000	8,354,500
L I X I L	157,200	1,839.500	289,169,400
ノーリツ	16,900	1,924.000	32,515,600
長府製作所	10,900	1,999.000	21,789,100
リンナイ	53,500	3,935.000	210,522,500
日東精工	14,200	689.000	9,783,800
岡部	16,900	918.000	15,514,200
ジーテクト	11,500	1,915.000	22,022,500
東プレ	17,900	2,281.000	40,829,900
高周波熱錬	15,200	1,212.000	18,422,400

東京製綱	5,800	1,484.000	8,607,200
サンコー	11,800	1,172.000	13,829,600
パイオラックス	12,900	1,702.000	21,955,800
エイチワン	10,800	1,295.000	13,986,000
日本発条	81,800	2,591.000	211,943,800
中央発条	6,800	3,375.000	22,950,000
立川ブラインド工業	4,400	1,966.000	8,650,400
日本製鋼所	30,900	8,910.000	275,319,000
三浦工業	46,600	3,025.000	140,965,000
タクマ	32,500	2,459.000	79,917,500
ツガミ	21,400	2,722.000	58,250,800
オークマ	17,300	3,825.000	66,172,500
芝浦機械	12,600	4,250.000	53,550,000
アマダ	150,600	1,866.000	281,019,600
アイダエンジニアリング	20,900	1,154.000	24,118,600
F U J I	43,800	3,383.000	148,175,400
オーエスジー	37,500	2,286.500	85,743,750
旭ダイヤモンド工業	22,700	819.000	18,591,300
DMG森精機	66,400	2,704.500	179,578,800
ソディック	25,700	946.000	24,312,200
ディスコ	48,500	42,450.000	2,058,825,000
日東工器	4,400	1,620.000	7,128,000
日進工具	7,100	843.000	5,985,300
富士ダイス	6,700	864.000	5,788,800
リケンNPR	13,300	3,405.000	45,286,500
島精機製作所	20,900	994.000	20,774,600
オプトラン	16,300	1,860.000	30,318,000
イワキ	6,400	2,501.000	16,006,400
フリュー	9,600	1,052.000	10,099,200
ヤマシンフィルタ	23,100	631.000	14,576,100
日阪製作所	16,100	1,463.000	23,554,300
やまびこ	16,000	2,691.000	43,056,000
野村マイクロ・サイエンス	20,600	3,000.000	61,800,000
平田機工	14,100	2,217.000	31,259,700
P E G A S U S	11,000	796.000	8,756,000
マルマエ	4,500	1,812.000	8,154,000
タツモ	7,900	2,150.000	16,985,000
ナブテスコ	59,700	3,417.000	203,994,900
三井海洋開発	25,000	15,030.000	375,750,000
レオン自動機	10,600	1,457.000	15,444,200
SMC	28,700	55,590.000	1,595,433,000
ホソカワミクロン	7,400	5,500.000	40,700,000
ユニオンツール	4,300	9,320.000	40,076,000
瑞光	12,000	1,002.000	12,024,000

オイレス工業	12,400	2,183.000	27,069,200
日精エー・エス・ビー機械	3,800	6,410.000	24,358,000
サトー	19,000	2,299.000	43,681,000
技研製作所	14,000	1,869.000	26,166,000
日本エアーテック	5,400	1,282.000	6,922,800
日精樹脂工業	7,100	835.000	5,928,500
ワイエイシイホールディングス	15,500	1,041.000	16,135,500
小松製作所	497,500	5,111.000	2,542,722,500
住友重機械工業	60,500	4,189.000	253,434,500
日立建機	40,200	4,629.000	186,085,800
日工	11,300	766.000	8,655,800
巴工業	11,400	1,701.000	19,391,400
井関農機	11,700	1,962.000	22,955,400
TOWA	39,600	2,036.000	80,625,600
北川鉄工所	4,400	1,745.000	7,678,000
ローツェ	59,900	2,100.500	125,819,950
クボタ	515,800	2,279.000	1,175,508,200
荏原実業	5,300	4,300.000	22,790,000
三菱化工機	13,400	3,185.000	42,679,000
月島ホールディングス	14,100	2,594.000	36,575,400
帝国電機製作所	6,200	3,085.000	19,127,000
新東工業	22,500	1,034.000	23,265,000
澁谷工業	9,000	3,380.000	30,420,000
アイチコーポレーション	17,400	1,325.000	23,055,000
小森コーポレーション	30,000	1,580.000	47,400,000
鶴見製作所	15,400	2,293.000	35,312,200
酒井重工業	5,600	2,073.000	11,608,800
荏原製作所	206,400	3,887.000	802,276,800
西島製作所	8,300	1,868.000	15,504,400
AIRMAN	13,200	1,841.000	24,301,200
ダイキン工業	131,600	19,945.000	2,624,762,000
オルガノ	14,600	12,945.000	188,997,000
トーヨーカネツ	3,600	4,815.000	17,334,000
栗田工業	59,200	6,180.000	365,856,000
椿本チエイン	45,700	2,203.000	100,677,100
木村化工機	8,700	1,141.000	9,926,700
アネスト岩田	20,400	1,543.000	31,477,200
ダイフク	169,700	4,996.000	847,821,200
サムコ	6,000	3,745.000	22,470,000
タダノ	56,500	1,067.000	60,285,500
CKD	32,600	2,523.000	82,249,800
平和	33,400	2,026.000	67,668,400
理想科学工業	15,200	1,236.000	18,787,200
SANKYO	109,800	2,744.500	301,346,100

日本金銭機械	11,500	1,045.000	12,017,500
マースグループホールディングス	10,000	3,150.000	31,500,000
ガリレイ	14,500	3,715.000	53,867,500
ダイコク電機	4,700	3,040.000	14,288,000
竹内製作所	18,200	7,040.000	128,128,000
アマノ	28,400	4,182.000	118,768,800
ジャノメ	9,400	1,130.000	10,622,000
マックス	16,100	6,750.000	108,675,000
グローリー	26,300	3,892.000	102,359,600
新晃工業	27,800	1,390.000	38,642,000
大和冷機工業	15,900	1,577.000	25,074,300
セガサミーホールディングス	83,200	2,695.500	224,265,600
T P R	24,000	1,287.000	30,888,000
ツバキ・ナカシマ	26,400	366.000	9,662,400
ホシザキ	64,700	5,309.000	343,492,300
大豊工業	9,300	736.000	6,844,800
日本精工	187,300	923.800	173,027,740
N T N	236,200	374.100	88,362,420
ジェイテクト	96,200	1,692.000	162,770,400
不二越	7,100	3,975.000	28,222,500
日本トムソン	34,900	730.000	25,477,000
T H K	55,700	4,010.000	223,357,000
Y U S H I N	8,900	688.000	6,123,200
前澤給装工業	7,400	1,497.000	11,077,800
イーグル工業	14,400	2,752.000	39,628,800
P I L L A R	12,000	4,720.000	56,640,000
キッツ	43,300	1,719.000	74,432,700
マキタ	125,700	4,475.000	562,507,500
三井E & S	51,500	6,464.000	332,896,000
カナデビア	82,100	976.000	80,129,600
三菱重工業	1,886,700	3,902.000	7,361,903,400
I H I	527,200	2,730.000	1,439,256,000
キオクシアホールディングス	60,800	8,882.000	540,025,600
日清紡ホールディングス	75,700	1,251.500	94,738,550
イビデン	61,800	11,320.000	699,576,000
コニカミノルタ	225,100	658.800	148,295,880
ブラザー工業	122,400	3,064.000	375,033,600
ミネベアミツミ	174,800	3,166.000	553,416,800
日立製作所	2,554,900	4,864.000	12,427,033,600
三菱電機	1,103,900	4,233.000	4,672,808,700
富士電機	71,100	10,545.000	749,749,500
安川電機	109,900	4,024.000	442,237,600
シンフォニア テクノロジー	10,100	8,550.000	86,355,000
明電舎	17,100	5,580.000	95,418,000

山洋電気	13,800	4,145.000	57,201,000
デンヨー	7,200	3,225.000	23,220,000
PHCホールディングス	18,700	1,038.000	19,410,600
KOKUSAI ELECTRIC	112,400	4,267.000	479,610,800
ソシオネクスト	88,900	2,230.000	198,247,000
東芝テック	16,200	2,835.000	45,927,000
芝浦メカトロニクス	6,800	17,100.000	116,280,000
マブチモーター	47,500	2,726.500	129,508,750
トレックス・セミコンダクター	4,800	1,500.000	7,200,000
東光高岳	5,500	3,605.000	19,827,500
ダイヘン	9,600	8,630.000	82,848,000
ヤーマン	19,700	810.000	15,957,000
JVCケンウッド	79,400	1,116.500	88,650,100
ミマキエンジニアリング	9,300	1,559.000	14,498,700
大崎電気工業	21,600	1,182.000	25,531,200
オムロン	87,500	3,950.000	345,625,000
日東工業	14,900	3,870.000	57,663,000
IDEC	17,100	2,727.000	46,631,700
ジーエス・ユアサコーポレーション	44,000	4,101.000	180,444,000
BUFFALO	2,700	4,880.000	13,176,000
日本電気	659,100	5,697.000	3,754,892,700
富士通	923,900	4,085.000	3,774,131,500
沖電気工業	51,000	1,889.000	96,339,000
電気興業	4,000	2,592.000	10,368,000
サンケン電気	10,400	5,713.000	59,415,200
アイホン	6,300	2,864.000	18,043,200
ルネサスエレクトロニクス	972,600	1,809.500	1,759,919,700
セイコーエプソン	125,100	1,895.500	237,127,050
ワコム	66,700	833.000	55,561,100
アルバック	22,000	6,689.000	147,158,000
アクセル	7,600	1,262.000	9,591,200
EIZO	13,000	2,214.000	28,782,000
日本信号	23,700	1,233.000	29,222,100
京三製作所	22,500	566.000	12,735,000
能美防災	13,300	3,665.000	48,744,500
ホーチキ	7,000	4,125.000	28,875,000
エレコム	24,300	1,755.000	42,646,500
パナソニックホールディングス	1,185,600	1,896.500	2,248,490,400
シャープ	130,700	765.200	100,011,640
アンリツ	69,900	2,374.500	165,977,550
ソニーグループ	3,435,800	4,414.000	15,165,621,200
TDK	871,600	2,477.500	2,159,389,000
帝国通信工業	4,200	2,548.000	10,701,600
タムラ製作所	21,700	599.000	12,998,300

アルプスアルパイン	82,200	2,017.000	165,797,400
日本電波工業	11,100	934.000	10,367,400
鈴木	5,500	2,306.000	12,683,000
メイコー	9,900	11,180.000	110,682,000
日本トリム	2,200	4,875.000	10,725,000
フォスター電機	10,100	2,569.000	25,946,900
SMK	2,500	2,577.000	6,442,500
ヨコオ	9,200	2,166.000	19,927,200
ホシデン	25,300	2,581.000	65,299,300
ヒロセ電機	14,600	17,490.000	255,354,000
日本航空電子工業	25,900	2,459.000	63,688,100
TOA	10,600	1,666.000	17,659,600
マクセル	21,700	2,205.000	47,848,500
古野電気	12,100	8,760.000	105,996,000
スミダコーポレーション	15,200	1,171.000	17,799,200
アイコム	3,700	2,790.000	10,323,000
リオン	3,900	2,563.000	9,995,700
横河電機	110,100	4,884.000	537,728,400
新電元工業	4,400	3,330.000	14,652,000
アズビル	250,000	1,454.500	363,625,000
日本光電工業	89,400	1,557.000	139,195,800
チノー	7,600	1,395.000	10,602,000
日本電子材料	6,700	3,705.000	24,823,500
堀場製作所	19,000	14,450.000	274,550,000
アドバンテスト	312,900	19,700.000	6,164,130,000
エスペック	8,300	3,305.000	27,431,500
キーエンス	99,400	52,440.000	5,212,536,000
日置電機	5,000	6,040.000	30,200,000
シスメックス	257,500	1,445.000	372,087,500
日本マイクロニクス	16,300	6,650.000	108,395,000
メガチップス	8,000	8,050.000	64,400,000
OBARA GROUP	6,100	3,980.000	24,278,000
コーセル	11,700	1,178.000	13,782,600
イリソ電子工業	10,100	3,210.000	32,421,000
オプテックスグループ	19,500	2,406.000	46,917,000
千代田インテグレ	3,900	3,250.000	12,675,000
レーザーテック	38,300	27,755.000	1,063,016,500
スタンレー電気	55,000	3,056.000	168,080,000
ウシオ電機	38,000	2,434.000	92,492,000
日本セラミック	9,000	3,755.000	33,795,000
山一電機	8,000	5,890.000	47,120,000
図研	9,000	4,680.000	42,120,000
日本電子	22,900	4,816.000	110,286,400
カシオ計算機	79,100	1,270.500	100,496,550

ファナック	474,500	5,038.000	2,390,531,000
日本シイエムケイ	31,800	506.000	16,090,800
エンプラス	2,800	9,880.000	27,664,000
大真空	13,300	560.000	7,448,000
ローム	190,000	2,120.500	402,895,000
浜松ホトニクス	166,800	1,562.000	260,541,600
三井ハイテック	43,700	816.000	35,659,200
京セラ	614,100	2,113.000	1,297,593,300
太陽誘電	50,700	3,356.000	170,149,200
村田製作所	953,800	3,224.000	3,075,051,200
双葉電子工業	20,400	603.000	12,301,200
ニチコン	26,200	1,687.000	44,199,400
KOA	16,400	1,362.000	22,336,800
市光工業	18,900	472.000	8,920,800
小糸製作所	102,800	2,247.000	230,991,600
ミツバ	18,700	933.000	17,447,100
SCREENホールディングス	36,100	13,155.000	474,895,500
キャノン電子	9,400	3,260.000	30,644,000
キャノン	445,300	4,525.000	2,014,982,500
リコー	236,700	1,365.500	323,213,850
象印マホービン	28,600	1,658.000	47,418,800
東京エレクトロン	210,200	31,630.000	6,648,626,000
イノテック	6,800	2,030.000	13,804,000
トヨタ紡織	43,000	2,425.000	104,275,000
ユニプレス	18,300	1,207.000	22,088,100
豊田自動織機	85,300	17,355.000	1,480,381,500
モリタホールディングス	16,300	2,628.000	42,836,400
三櫻工業	14,700	823.000	12,098,100
デンソー	979,400	2,043.000	2,000,914,200
東海理化電機製作所	27,400	2,981.000	81,679,400
川崎重工業	75,400	9,851.000	742,765,400
名村造船所	34,000	4,380.000	148,920,000
日本車輛製造	4,500	3,520.000	15,840,000
日産自動車	1,501,900	375.000	563,212,500
いすゞ自動車	272,300	2,368.000	644,806,400
トヨタ自動車	5,295,200	3,082.000	16,319,806,400
三菱自動車工業	383,000	363.100	139,067,300
武蔵精密工業	25,600	2,850.000	72,960,000
日産車体	18,800	1,053.000	19,796,400
新明和工業	29,700	1,848.000	54,885,600
極東開発工業	15,300	2,782.000	42,564,600
トピー工業	8,400	2,994.000	25,149,600
ティラド	2,500	8,640.000	21,600,000
曙ブレーキ工業	81,000	113.000	9,153,000

タチエス	19,000	2,026.000	38,494,000
NOK	39,000	2,750.000	107,250,000
フタバ産業	30,700	1,014.000	31,129,800
カヤバ	18,800	4,450.000	83,660,000
大同メタル工業	20,800	960.000	19,968,000
プレス工業	37,600	820.000	30,832,000
アイシン	258,600	2,753.000	711,925,800
マツダ	340,400	1,139.500	387,885,800
本田技研工業	2,167,800	1,535.000	3,327,573,000
スズキ	734,600	2,430.500	1,785,445,300
SUBARU	302,200	3,438.000	1,038,963,600
ヤマハ発動機	496,400	1,122.000	556,960,800
エクセディ	17,500	5,420.000	94,850,000
豊田合成	29,800	3,470.000	103,406,000
愛三工業	19,500	2,149.000	41,905,500
ヨロズ	16,500	953.000	15,724,500
エフ・シー・シー	18,100	3,485.000	63,078,500
シマノ	42,500	16,375.000	695,937,500
テイ・エス テック	37,100	1,788.000	66,334,800
リガク・ホールディングス	65,800	960.000	63,168,000
北里コーポレーション	8,000	1,504.000	12,032,000
テルモ	659,300	2,390.500	1,576,056,650
日機装	24,800	1,555.000	38,564,000
日本エム・ディ・エム	6,700	489.000	3,276,300
島津製作所	133,700	4,400.000	588,280,000
JMS	6,000	434.000	2,604,000
長野計器	6,700	2,355.000	15,778,500
ブイ・テクノロジー	4,900	2,883.000	14,126,700
東京計器	8,100	5,690.000	46,089,000
愛知時計電機	4,300	2,608.000	11,214,400
インターアクション	5,700	1,300.000	7,410,000
東京精密	19,400	10,340.000	200,596,000
マニーマ	44,400	1,441.000	63,980,400
ニコン	120,000	1,855.000	222,600,000
オリンパス	550,200	2,065.000	1,136,163,000
理研計器	15,200	3,195.000	48,564,000
タムロン	52,000	1,043.000	54,236,000
HOYA	191,100	23,070.000	4,408,677,000
ノーリツ鋼機	30,300	1,794.000	54,358,200
A&Dホロンホールディングス	12,200	1,761.000	21,484,200
朝日インテック	118,600	2,913.500	345,541,100
シチズン時計	90,800	1,286.000	116,768,800
メニコン	36,700	1,508.000	55,343,600
松風	9,500	1,844.000	17,518,000

セイコーグループ	15,400	7,230.000	111,342,000
ニプロ	78,000	1,477.000	115,206,000
三井松島ホールディングス	26,000	1,376.000	35,776,000
テクセンドフォトマスク	29,000	3,070.000	89,030,000
トランザクション	12,800	1,074.000	13,747,200
ニホンフラッシュ	8,600	826.000	7,103,600
前田工織	19,700	2,046.000	40,306,200
アートネイチャー	11,000	816.000	8,976,000
フルヤ金属	9,600	3,255.000	31,248,000
バンダイナムコホールディングス	267,500	4,450.000	1,190,375,000
SHOEI	26,300	1,833.000	48,207,900
フランスベッドホールディングス	12,400	1,342.000	16,640,800
パイロットコーポレーション	14,900	4,804.000	71,579,600
萩原工業	6,600	1,593.000	10,513,800
フジシールインターナショナル	22,200	3,135.000	69,597,000
タカラトミー	46,000	2,836.000	130,456,000
広済堂ホールディングス	37,800	460.000	17,388,000
プロネクサス	9,000	1,175.000	10,575,000
TOPPANホールディングス	120,900	4,816.000	582,254,400
大日本印刷	217,200	2,602.000	565,154,400
共同印刷	11,600	1,454.000	16,866,400
NISSHA	20,500	1,196.000	24,518,000
TAKARA & COMPANY	5,500	4,425.000	24,337,500
アシックス	384,500	3,704.000	1,424,188,000
ツツミ	3,100	2,467.000	7,647,700
ローランド	7,900	3,575.000	28,242,500
小松ウオール工業	6,800	2,598.000	17,666,400
ヤマハ	170,300	1,061.500	180,773,450
河合楽器製作所	3,000	2,503.000	7,509,000
クリナップ	9,800	817.000	8,006,600
ピジョン	60,100	1,607.500	96,610,750
キングジム	9,300	844.000	7,849,200
リンテック	18,600	4,100.000	76,260,000
イトーキ	21,800	2,398.000	52,276,400
任天堂	628,400	13,065.000	8,210,046,000
三菱鉛筆	13,200	2,143.000	28,287,600
タカラスタンダード	22,200	2,714.000	60,250,800
コクヨ	206,700	920.500	190,267,350
ナカバヤシ	6,600	549.000	3,623,400
グローブライド	11,100	2,187.000	24,275,700
オカムラ	29,400	2,250.000	66,150,000
美津濃	29,300	3,010.000	88,193,000
グリムス	4,200	2,481.000	10,420,200
東京電力ホールディングス	889,000	716.000	636,524,000

中部電力	365,800	2,357.500	862,373,500
関西電力	535,100	2,619.500	1,401,694,450
中国電力	174,400	1,007.000	175,620,800
北陸電力	100,100	991.000	99,199,100
東北電力	263,300	1,108.000	291,736,400
四国電力	92,400	1,519.500	140,401,800
九州電力	230,100	1,684.500	387,603,450
北海道電力	104,100	1,140.000	118,674,000
沖縄電力	24,600	1,073.000	26,395,800
電源開発	74,700	3,063.000	228,806,100
エフオン	9,900	340.000	3,366,000
イーレックス	23,200	639.000	14,824,800
レノバ	26,900	765.000	20,578,500
東京瓦斯	180,400	6,178.000	1,114,511,200
大阪瓦斯	180,800	5,418.000	979,574,400
東邦瓦斯	36,100	4,762.000	171,908,200
北海道瓦斯	33,400	753.000	25,150,200
広島ガス	21,300	373.000	7,944,900
西部ガスホールディングス	9,900	1,923.000	19,037,700
静岡ガス	25,200	1,194.000	30,088,800
メタウォーター	12,700	3,285.000	41,719,500
SBSホールディングス	9,200	3,685.000	33,902,000
東武鉄道	105,000	2,609.000	273,945,000
相鉄ホールディングス	33,000	2,739.000	90,387,000
東急	261,500	1,789.000	467,823,500
京浜急行電鉄	122,200	1,515.500	185,194,100
小田急電鉄	155,800	1,744.000	271,715,200
京王電鉄	46,800	4,011.000	187,714,800
京成電鉄	173,500	1,246.000	216,181,000
富士急行	12,400	2,015.000	24,986,000
東日本旅客鉄道	545,200	4,002.000	2,181,890,400
西日本旅客鉄道	233,200	3,095.000	721,754,000
東海旅客鉄道	418,300	4,301.000	1,799,108,300
東京地下鉄	165,800	1,603.000	265,777,400
西武ホールディングス	109,200	4,843.000	528,855,600
鴻池運輸	17,200	3,090.000	53,148,000
西日本鉄道	28,700	2,743.500	78,738,450
ハマキョウレックス	32,800	1,677.000	55,005,600
サカイ引越センター	11,700	2,839.000	33,216,300
近鉄グループホールディングス	107,500	2,959.500	318,146,250
阪急阪神ホールディングス	132,000	3,885.000	512,820,000
南海電気鉄道	44,300	2,910.000	128,913,000
京阪ホールディングス	52,300	3,349.000	175,152,700
神戸電鉄	2,300	2,438.000	5,607,400

名古屋鉄道	110,200	1,633.000	179,956,600
山陽電気鉄道	6,800	2,076.000	14,116,800
ヤマトホールディングス	121,400	2,229.000	270,600,600
山九	22,900	8,405.000	192,474,500
丸全昭和運輸	6,100	7,270.000	44,347,000
センコーグループホールディングス	65,000	1,931.000	125,515,000
ニッコンホールディングス	45,500	3,667.000	166,848,500
福山通運	10,300	4,090.000	42,127,000
セイノーホールディングス	48,400	2,287.500	110,715,000
神奈川中央交通	2,600	3,695.000	9,607,000
AZ-COM丸和ホールディングス	30,200	1,039.000	31,377,800
九州旅客鉄道	76,600	3,958.000	303,182,800
S Gホールディングス	167,100	1,552.000	259,339,200
NIPPON EXPRESSホールディングス	107,200	3,261.000	349,579,200
日本郵船	207,400	4,922.000	1,020,822,800
商船三井	188,900	4,421.000	835,126,900
川崎汽船	214,100	2,086.000	446,612,600
NSユニテッド海運	6,900	5,910.000	40,779,000
飯野海運	38,300	1,411.000	54,041,300
乾汽船	14,300	1,427.000	20,406,100
日本航空	229,300	2,929.000	671,619,700
ANAホールディングス	268,400	2,923.000	784,533,200
三菱倉庫	100,400	1,159.500	116,413,800
三井倉庫ホールディングス	31,700	3,914.000	124,073,800
住友倉庫	30,500	3,415.000	104,157,500
澁澤倉庫	22,800	1,168.000	26,630,400
日本トランスシティ	19,400	1,136.000	22,038,400
中央倉庫	9,100	1,354.000	12,321,400
安田倉庫	8,400	2,241.000	18,824,400
上組	42,700	4,946.000	211,194,200
キューソー流通システム	3,300	2,693.000	8,886,900
エーアイテイナー	7,600	2,065.000	15,694,000
MIXI	19,900	2,856.000	56,834,400
クロスキャット	7,100	1,041.000	7,391,100
システナ	138,700	518.000	71,846,600
デジタルアーツ	4,200	6,990.000	29,358,000
日鉄ソリューションズ	29,900	4,109.000	122,859,100
キューブシステム	4,500	1,082.000	4,869,000
コア	4,300	2,007.000	8,630,100
ディー・エヌ・エー	40,900	2,347.000	95,992,300
手間いらず	1,900	3,105.000	5,899,500
ラクーンホールディングス	8,400	638.000	5,359,200
ソリトンシステムズ	4,800	1,919.000	9,211,200
ソフトクリエイイトホールディングス	7,300	2,120.000	15,476,000

T I S	105,900	5,108.000	540,937,200
グリーホールディングス	32,700	403.000	13,178,100
GMOペパボ	900	2,255.000	2,029,500
コーエーテクモホールディングス	65,600	2,064.500	135,431,200
三菱総合研究所	5,500	4,900.000	26,950,000
ファインデックス	8,200	934.000	7,658,800
ポールトゥウィンホールディングス	15,000	335.000	5,025,000
ネクソン	246,300	3,805.000	937,171,500
アイスタイル	33,600	447.000	15,019,200
エムアップホールディングス	12,000	1,737.000	20,844,000
エイチームホールディングス	6,700	1,170.000	7,839,000
セルシス	15,600	1,665.000	25,974,000
エニグモ	12,700	406.000	5,156,200
コロプラ	33,100	438.000	14,497,800
ブロードリーフ	42,000	726.000	30,492,000
デジタルハーツホールディングス	6,700	937.000	6,277,900
メディアドゥ	4,400	1,786.000	7,858,400
じげん	26,300	479.000	12,597,700
フィックスターズ	14,200	1,591.000	22,592,200
オブティム	14,600	512.000	7,475,200
セレス	4,500	2,125.000	9,562,500
S H I F T	91,400	977.500	89,343,500
セック	3,000	2,692.000	8,076,000
テクマトリックス	22,800	2,208.000	50,342,400
プロシップ	7,800	1,576.000	12,292,800
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	23,800	2,427.000	57,762,600
GMOペイメントゲートウェイ	20,100	9,851.000	198,005,100
システムリサーチ	6,200	1,988.000	12,325,600
インターネットイニシアティブ	55,000	2,832.000	155,760,000
さくらインターネット	15,500	3,155.000	48,902,500
GMOグローバルサイン・ホールディングス	2,900	2,358.000	6,838,200
S R Aホールディングス	5,400	5,200.000	28,080,000
朝日ネット	8,600	689.000	5,925,400
e B A S E	12,700	434.000	5,511,800
アバントグループ	15,600	1,800.000	28,080,000
アドソル日進	7,000	1,553.000	10,871,000
フリービット	4,900	1,608.000	7,879,200
コムチュア	12,700	1,655.000	21,018,500
アステリア	8,000	1,075.000	8,600,000
アイル	5,600	2,445.000	13,692,000
マークライنز	5,400	1,680.000	9,072,000
メディカル・データ・ビジョン	12,600	466.000	5,871,600
g u m i	18,400	401.000	7,378,400
テラスカイ	4,400	2,045.000	8,998,000

デジタル・インフォメーション・テクノロジー	5,900	2,529.000	14,921,100
ネオジャパン	3,200	1,798.000	5,753,600
P R T I M E S	2,200	2,766.000	6,085,200
ラクス	94,600	1,210.000	114,466,000
ダブルスタンダード	3,400	1,666.000	5,664,400
オープンドア	6,500	297.000	1,930,500
アカツキ	4,800	2,646.000	12,700,800
U B I C O Mホールディングス	3,100	1,069.000	3,313,900
カナミックネットワーク	12,900	552.000	7,120,800
チェンジホールディングス	25,200	1,129.000	28,450,800
オークネット	8,600	1,956.000	16,821,600
オロ	4,000	2,021.000	8,084,000
ユーザーローカル	5,900	1,911.000	11,274,900
P K S H A T E C H N O L O G Y	11,700	3,335.000	39,019,500
マネーフォワード	23,100	4,137.000	95,564,700
G M Oフィナンシャルゲート	1,600	5,250.000	8,400,000
S U N A S T E R I S K	6,900	479.000	3,305,100
プラスアルファ・コンサルティング	12,400	2,367.000	29,350,800
電算システムホールディングス	4,400	3,825.000	16,830,000
A P P I E R G R O U P	37,700	1,072.000	40,414,400
ビジョナル	12,100	10,385.000	125,658,500
野村総合研究所	195,800	6,285.000	1,230,603,000
日本システム技術	8,700	2,257.000	19,635,900
インテージホールディングス	9,100	1,730.000	15,743,000
東邦システムサイエンス	3,800	1,122.000	4,263,600
シンプレクス・ホールディングス	82,400	1,095.000	90,228,000
ラクスル	23,100	1,283.000	29,637,300
メルカリ	55,300	2,606.000	144,111,800
I P S	3,000	3,295.000	9,885,000
システムサポートホールディングス	3,400	2,880.000	9,792,000
ボードルア	2,800	2,544.000	7,123,200
N E	5,000	682.000	3,410,000
イーソル	7,500	577.000	4,327,500
ウイングアーク 1 s t	10,200	3,465.000	35,343,000
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	3,400	1,048.000	3,563,200
サーバーワークス	2,100	1,793.000	3,765,300
S a n s a n	30,000	1,658.000	49,740,000
ギフトィ	8,900	1,159.000	10,315,100
メドレー	11,200	2,369.000	26,532,800
ベース	4,700	3,315.000	15,580,500
J M D C	12,100	4,100.000	49,610,000
フォーカスシステムズ	6,000	1,716.000	10,296,000
クレスコ	15,500	1,539.000	23,854,500
フジ・メディア・ホールディングス	82,000	3,465.000	284,130,000

オービック	186,000	5,029.000	935,394,000
ジャストシステム	15,000	5,030.000	75,450,000
TDCソフト	18,300	1,353.000	24,759,900
L I N Eヤフー	1,535,300	414.100	635,767,730
トレンドマイクロ	58,100	7,760.000	450,856,000
I Dホールディングス	6,200	2,051.000	12,716,200
日本オラクル	18,800	13,475.000	253,330,000
アルファシステムズ	3,200	4,100.000	13,120,000
フューチャー	23,100	2,034.000	46,985,400
CAC HOLDINGS	5,500	2,079.000	11,434,500
オービックビジネスコンサルタント	16,900	8,650.000	146,185,000
アイティフォー	11,300	1,708.000	19,300,400
東計電算	2,900	4,155.000	12,049,500
大塚商会	113,700	3,053.000	347,126,100
サイボウズ	14,800	3,155.000	46,694,000
電通総研	13,600	7,760.000	105,536,000
デジタルガレージ	16,700	2,983.000	49,816,100
イーエムシステムズ	17,200	820.000	14,104,000
ウェザーニューズ	7,600	3,920.000	29,792,000
C I J	24,500	496.000	12,152,000
ビジネスエンジニアリング	2,100	7,600.000	15,960,000
WOWOW	7,000	1,450.000	10,150,000
ANYCOLOR	13,600	6,220.000	84,592,000
アルゴグラフィックス	37,200	1,637.000	60,896,400
マーベラス	16,700	535.000	8,934,500
エイベックス	23,800	1,203.000	28,631,400
B I P R O G Y	33,600	5,747.000	193,099,200
都築電気	5,600	3,155.000	17,668,000
T B Sホールディングス	49,300	5,829.000	287,369,700
日本テレビホールディングス	88,500	3,941.000	348,778,500
朝日放送グループホールディングス	12,600	814.000	10,256,400
テレビ朝日ホールディングス	23,800	3,320.000	79,016,000
スカパー J S A Tホールディングス	64,700	1,914.000	123,835,800
テレビ東京ホールディングス	6,200	4,870.000	30,194,000
ビジョン	23,200	1,276.000	29,603,200
U-NEXT HOLDINGS	35,000	2,047.000	71,645,000
日本通信	94,100	137.000	12,891,700
NTT	27,350,000	155.800	4,261,130,000
KDDI	1,399,800	2,650.000	3,709,470,000
ソフトバンク	15,996,400	218.800	3,500,012,320
光通信	10,100	42,620.000	430,462,000
エムティーアイ	7,600	761.000	5,783,600
GMOインターネットグループ	32,400	3,960.000	128,304,000
ファイバーゲート	5,000	680.000	3,400,000

KADOKAWA	51,600	3,285.000	169,506,000
学研ホールディングス	17,500	1,138.000	19,915,000
ゼンリン	15,600	1,038.000	16,192,800
松竹	6,000	12,950.000	77,700,000
東宝	53,400	8,804.000	470,133,600
東映	16,200	5,770.000	93,474,000
ピー・シー・エー	6,300	1,802.000	11,352,600
ビジネスブレイン太田昭和	4,300	3,475.000	14,942,500
D T S	70,800	1,201.000	85,030,800
スクウェア・エニックス・ホールディングス	159,900	3,081.000	492,651,900
シーイーシー	12,100	2,301.000	27,842,100
カプコン	199,400	3,732.000	744,160,800
アイ・エス・ビー	4,600	1,672.000	7,691,200
S C S K	81,900	5,688.000	465,847,200
N S W	4,500	2,514.000	11,313,000
アイネス	7,300	1,775.000	12,957,500
T K C	15,900	4,115.000	65,428,500
N S D	38,100	3,609.000	137,502,900
コナミグループ	42,100	23,090.000	972,089,000
福井コンピュータホールディングス	8,200	3,035.000	24,887,000
J B C Cホールディングス	25,400	1,548.000	39,319,200
ミロク情報サービス	8,200	1,865.000	15,293,000
ソフトバンクグループ	478,300	16,535.000	7,908,690,500
リョーサン菱洋ホールディングス	17,100	2,987.000	51,077,700
高千穂交易	10,700	2,070.000	22,149,000
伊藤忠食品	2,400	10,400.000	24,960,000
あらた	16,000	3,065.000	49,040,000
トーマンデバイス	1,500	11,770.000	17,655,000
東京エレクトロン デバイス	10,500	3,160.000	33,180,000
円谷フィールズホールディングス	17,300	1,990.000	34,427,000
双日	104,500	4,563.000	476,833,500
アルフレッサ ホールディングス	94,100	2,348.000	220,946,800
横浜冷凍	26,700	1,336.000	35,671,200
ラサ商事	6,500	1,778.000	11,557,000
アルコニックス	16,300	2,350.000	38,305,000
神戸物産	92,700	3,758.000	348,366,600
あい ホールディングス	20,400	2,787.000	56,854,800
ダイワボウホールディングス	46,800	3,035.000	142,038,000
マクニカホールディングス	74,000	2,260.000	167,240,000
ラクト・ジャパン	4,700	3,485.000	16,379,500
バイタルケーエスケー・ホールディングス	15,100	1,310.000	19,781,000
八洲電機	8,300	2,588.000	21,480,400
メディアスホールディングス	7,000	812.000	5,684,000
レスター	8,700	2,747.000	23,898,900

TOKAIホールディングス	57,200	1,075.000	61,490,000
三洋貿易	12,600	1,515.000	19,089,000
ビューティガレージ	3,300	1,433.000	4,728,900
ウイン・パートナーズ	6,300	1,291.000	8,133,300
シップヘルスケアホールディングス	39,900	2,586.500	103,201,350
明治電機工業	4,900	2,322.000	11,377,800
コメダホールディングス	28,000	3,060.000	85,680,000
アセンテック	4,500	1,344.000	6,048,000
フルサト・マルカホールディングス	8,600	2,245.000	19,307,000
ヤマエグループホールディングス	11,400	2,456.000	27,998,400
小野建	13,200	1,396.000	18,427,200
佐島電機	6,900	1,800.000	12,420,000
伯東	5,500	3,880.000	21,340,000
コンドーテック	9,000	1,523.000	13,707,000
ナガイレーベン	12,800	1,878.000	24,038,400
松田産業	7,800	4,950.000	38,610,000
第一興商	40,800	1,675.000	68,340,000
メディパルホールディングス	113,600	2,697.500	306,436,000
S P K	4,200	2,335.000	9,807,000
萩原電気ホールディングス	4,400	3,570.000	15,708,000
アズワン	31,000	2,415.000	74,865,000
スズデン	5,500	1,691.000	9,300,500
シモジマ	6,600	1,315.000	8,679,000
ドウシシャ	9,100	3,165.000	28,801,500
高速	6,000	2,950.000	17,700,000
たけびし	3,400	2,091.000	7,109,400
リックス	2,500	3,775.000	9,437,500
丸文	8,900	1,217.000	10,831,300
ハピネット	8,500	6,450.000	54,825,000
日本ライフライン	26,700	1,514.000	40,423,800
タカショー	11,900	418.000	4,974,200
I D O M	37,400	1,263.000	47,236,200
進和	6,000	3,190.000	19,140,000
ダイトロン	5,300	4,645.000	24,618,500
シークス	15,100	1,287.000	19,433,700
オーハシテクニカ	4,700	2,276.000	10,697,200
白銅	2,600	2,236.000	5,813,600
伊藤忠商事	707,800	9,136.000	6,466,460,800
丸紅	801,300	4,059.000	3,252,476,700
長瀬産業	44,600	3,595.000	160,337,000
蝶理	5,600	4,165.000	23,324,000
豊田通商	316,700	4,981.000	1,577,482,700
三共生興	15,500	707.000	10,958,500
兼松	44,500	3,345.000	148,852,500

三井物産	1,511,000	4,098.000	6,192,078,000
日本紙パルプ商事	49,300	769.000	37,911,700
カメイ	10,000	2,855.000	28,550,000
スターゼン	21,600	1,222.000	26,395,200
山善	38,700	1,501.000	58,088,700
椿本興業	6,200	2,650.000	16,430,000
住友商事	630,600	4,855.000	3,061,563,000
内田洋行	4,000	11,060.000	44,240,000
三菱商事	2,102,200	3,666.000	7,706,665,200
第一実業	9,500	2,922.000	27,759,000
キャノンマーケティングジャパン	24,400	6,907.000	168,530,800
西華産業	14,400	2,356.000	33,926,400
佐藤商事	6,800	2,205.000	14,994,000
東京産業	10,400	1,091.000	11,346,400
ユアサ商事	9,000	5,320.000	47,880,000
神鋼商事	7,200	2,399.000	17,272,800
阪和興業	17,400	6,860.000	119,364,000
正栄食品工業	6,700	4,070.000	27,269,000
カナデン	7,400	2,047.000	15,147,800
RYODEN	7,400	3,240.000	23,976,000
岩谷産業	106,600	1,671.500	178,181,900
極東貿易	5,400	1,770.000	9,558,000
アステナホールディングス	19,500	467.000	9,106,500
三愛オブリ	23,900	2,066.000	49,377,400
稲畑産業	27,200	3,630.000	98,736,000
G S I クレオス	5,200	2,310.000	12,012,000
明和産業	14,700	860.000	12,642,000
ワキタ	16,500	1,882.000	31,053,000
東邦ホールディングス	27,500	4,627.000	127,242,500
サンゲツ	26,000	3,105.000	80,730,000
ミツウロコグループホールディングス	13,200	2,280.000	30,096,000
シナネンホールディングス	3,000	6,670.000	20,010,000
伊藤忠エネクス	25,800	1,860.000	47,988,000
サンリオ	103,100	5,351.000	551,688,100
サンワ テクノス	4,600	2,870.000	13,202,000
新光商事	14,300	1,023.000	14,628,900
トーヨー	4,500	3,475.000	15,637,500
三信電気	4,000	3,025.000	12,100,000
東陽テクニカ	9,400	1,696.000	15,942,400
モスフードサービス	16,300	4,225.000	68,867,500
加賀電子	20,600	3,700.000	76,220,000
ソーダニッカ	10,700	1,038.000	11,106,600
立花エレテック	6,600	2,941.000	19,410,600
フォーバル	4,300	1,215.000	5,224,500

PAL TAC	15,800	4,683.000	73,991,400
三谷産業	21,800	547.000	11,924,600
コーア商事ホールディングス	11,800	791.000	9,333,800
K P P グループホールディングス	23,300	731.000	17,032,300
ヤマタネ	9,200	2,531.000	23,285,200
泉州電業	6,700	4,790.000	32,093,000
トラスコ中山	22,000	2,369.000	52,118,000
オートバックスセブン	41,000	1,620.000	66,420,000
モリト	7,600	1,670.000	12,692,000
加藤産業	12,900	6,250.000	80,625,000
イエローハット	33,300	1,637.000	54,512,100
J Kホールディングス	9,300	1,233.000	11,466,900
日伝	6,600	2,543.000	16,783,800
杉本商事	8,900	1,453.000	12,931,700
因幡電機産業	57,200	2,500.000	143,000,000
東テク	10,200	3,680.000	37,536,000
ミスミグループ本社	152,100	2,250.500	342,301,050
スズケン	33,100	5,985.000	198,103,500
ジェコス	6,100	1,422.000	8,674,200
インターメスティック	5,200	2,046.000	10,639,200
サンエー	17,400	2,866.000	49,868,400
カワチ薬品	8,000	3,005.000	24,040,000
エービーシー・マート	51,700	2,691.000	139,124,700
ハードオフコーポレーション	4,100	1,886.000	7,732,600
アスクル	24,600	1,423.000	35,005,800
ゲオホールディングス	11,700	1,669.000	19,527,300
アンドエスティHD	14,500	2,922.000	42,369,000
くら寿司	12,200	3,345.000	40,809,000
キャンドウ	4,300	3,500.000	15,050,000
パルグループホールディングス	46,100	2,174.000	100,221,400
エディオン	56,200	2,008.000	112,849,600
サーラコーポレーション	21,300	1,098.000	23,387,400
ハローズ	4,400	4,645.000	20,438,000
フジオフードグループ本社	21,800	1,169.000	25,484,200
あみやき亭	7,400	1,344.000	9,945,600
大黒天物産	3,700	6,070.000	22,459,000
ハニーズホールディングス	8,700	1,536.000	13,363,200
アルペン	9,400	2,383.000	22,400,200
クオールホールディングス	13,000	2,395.000	31,135,000
ジンズホールディングス	7,700	6,000.000	46,200,000
ビックカメラ	58,700	1,565.000	91,865,500
DCMホールディングス	57,600	1,548.000	89,164,800
ペッパーフードサービス	33,700	185.000	6,234,500
M o n o t a R O	149,600	2,202.500	329,494,000

J．フロント リテイリング	121,800	2,250.500	274,110,900
ドトール・日レスホールディングス	21,100	2,554.000	53,889,400
マツキヨココカラ&カンパニー	184,000	2,838.500	522,284,000
ブロンコビリー	5,700	3,950.000	22,515,000
Z O Z O	173,900	1,304.000	226,765,600
トレジャー・ファクトリー	7,100	1,617.000	11,480,700
物語コーポレーション	20,600	4,455.000	91,773,000
三越伊勢丹ホールディングス	164,700	2,461.000	405,326,700
H a m e e	5,000	499.000	2,495,000
クリエイトSDホールディングス	14,500	3,290.000	47,705,000
シュッピン	10,400	1,188.000	12,355,200
オイシックス・ラ・大地	17,000	1,505.000	25,585,000
ネクステージ	24,000	2,645.000	63,480,000
ジョイフル本田	28,100	2,143.000	60,218,300
エターナルホスピタリティグループ	4,300	3,220.000	13,846,000
ホットランドホールディングス	7,700	2,111.000	16,254,700
すかいらくホールディングス	145,400	3,636.000	528,674,400
S F Pホールディングス	5,100	2,034.000	10,373,400
綿半ホールディングス	7,500	1,465.000	10,987,500
ヨシックスホールディングス	3,000	2,943.000	8,829,000
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	46,400	878.000	40,739,200
あさひ	8,300	1,304.000	10,823,200
コスモス薬品	21,100	7,450.000	157,195,000
セブン&アイ・ホールディングス	1,158,000	2,144.000	2,482,752,000
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	160,400	796.000	127,678,400
ツルハホールディングス	166,370	2,744.000	456,519,280
サンマルクホールディングス	13,300	2,626.000	34,925,800
トリドールホールディングス	30,000	4,420.000	132,600,000
T O K Y O B A S E	11,600	406.000	4,709,600
J Mホールディングス	14,800	1,593.000	23,576,400
アレンザホールディングス	6,500	1,117.000	7,260,500
串カツ田中ホールディングス	3,400	2,084.000	7,085,600
バロックジャパンリミテッド	10,200	761.000	7,762,200
クスリのアオキホールディングス	27,400	3,948.000	108,175,200
力の源ホールディングス	7,800	1,345.000	10,491,000
F O O D & L I F E C O M P A N I E S	61,000	7,090.000	432,490,000
ブルーゾーンホールディングス	12,200	8,561.000	104,444,200
メディカルシステムネットワーク	12,000	507.000	6,084,000
ノジマ	102,900	1,165.000	119,878,500
カッパ・クリエイト	16,000	1,550.000	24,800,000
良品計画	231,400	3,139.000	726,364,600
アドヴァングループ	8,300	879.000	7,295,700
アルビス	2,600	2,663.000	6,923,800

G－7ホールディングス	11,100	1,384.000	15,362,400
イオン北海道	30,000	902.000	27,060,000
コジマ	19,400	1,144.000	22,193,600
コーナン商事	12,000	3,910.000	46,920,000
エコス	3,600	2,946.000	10,605,600
ワタミ	12,200	961.000	11,724,200
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	1,069,500	936.800	1,001,907,600
西松屋チェーン	22,700	2,213.000	50,235,100
ゼンショーホールディングス	54,100	9,205.000	497,990,500
幸楽苑	9,400	1,156.000	10,866,400
サイゼリヤ	14,500	5,610.000	81,345,000
V Tホールディングス	41,300	510.000	21,063,000
魚力	600	2,351.000	1,410,600
ユナイテッドアローズ	11,000	2,284.000	25,124,000
ハイデイ日高	16,500	3,545.000	58,492,500
コロワイド	60,000	1,756.500	105,390,000
壱番屋	38,700	947.000	36,648,900
スギホールディングス	56,700	3,630.000	205,821,000
薬王堂ホールディングス	5,100	2,178.000	11,107,800
ダブルエー	2,000	1,368.000	2,736,000
スクロール	14,000	1,248.000	17,472,000
ヨンドシーホールディングス	8,400	1,737.000	14,590,800
木曽路	14,300	2,536.000	36,264,800
S R Sホールディングス	15,800	1,218.000	19,244,400
リテールパートナーズ	14,800	1,322.000	19,565,600
上新電機	9,900	2,673.000	26,462,700
日本瓦斯	50,800	3,000.000	152,400,000
ロイヤルホールディングス	19,900	2,749.000	54,705,100
チヨダ	10,100	1,010.000	10,201,000
ライフコーポレーション	23,100	2,518.000	58,165,800
リンガーハット	12,600	2,330.000	29,358,000
M r M a x H D	12,000	787.000	9,444,000
A O K Iホールディングス	25,600	1,708.000	43,724,800
オークワ	17,700	846.000	14,974,200
コメリ	14,500	3,420.000	49,590,000
青山商事	22,000	2,396.000	52,712,000
しまむら	24,700	10,960.000	270,712,000
高島屋	143,600	1,667.000	239,381,200
松屋	17,500	1,967.000	34,422,500
エイチ・ツー・オー リテイリング	52,600	2,144.000	112,774,400
近鉄百貨店	6,700	1,913.000	12,817,100
丸井グループ	63,300	3,108.000	196,736,400
アクシアル リテイリング	27,200	1,135.000	30,872,000

イオン	1,241,800	2,773.000	3,443,511,400
イズミ	15,900	2,961.000	47,079,900
平和堂	16,700	2,955.000	49,348,500
フジ	19,000	2,078.000	39,482,000
ゼビオホールディングス	14,200	1,046.000	14,853,200
ケーズホールディングス	66,800	1,548.000	103,406,400
シルバーライフ	3,100	830.000	2,573,000
Genky Drug Stores	9,200	5,090.000	46,828,000
ブックオフグループホールディングス	7,900	1,395.000	11,020,500
ギフトホールディングス	6,200	3,320.000	20,584,000
アインホールディングス	10,600	6,941.000	73,574,600
GENKI GLOBAL DINING CONCEPTS	6,000	3,075.000	18,450,000
ヤマダホールディングス	322,900	470.200	151,827,580
アークランズ	31,100	1,899.000	59,058,900
ニトリホールディングス	168,200	2,661.000	447,580,200
グルメ杵屋	7,600	967.000	7,349,200
ケーユーホールディングス	6,500	1,198.000	7,787,000
吉野家ホールディングス	42,000	3,146.000	132,132,000
松屋フーズホールディングス	4,700	6,280.000	29,516,000
サガミホールディングス	15,200	1,850.000	28,120,000
王将フードサービス	20,600	3,195.000	65,817,000
ミニストップ	8,700	2,080.000	18,096,000
アークス	17,300	3,345.000	57,868,500
バローホールディングス	19,900	3,225.000	64,177,500
ベルク	5,100	7,550.000	38,505,000
大 庄	7,900	1,147.000	9,061,300
ファーストリテイリング	71,200	55,950.000	3,983,640,000
サンドラッグ	33,500	4,284.000	143,514,000
サックスパー ホールディングス	8,700	752.000	6,542,400
ベルーナ	25,200	1,019.000	25,678,800
いよぎんホールディングス	128,300	2,568.500	329,538,550
しずおかフィナンシャルグループ	215,900	2,268.000	489,661,200
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	82,500	2,343.000	193,297,500
楽天銀行	51,500	7,409.000	381,563,500
京都フィナンシャルグループ	131,900	3,387.000	446,745,300
めぶきフィナンシャルグループ	472,400	1,036.000	489,406,400
東京きらぼしフィナンシャルグループ	12,900	8,610.000	111,069,000
九州フィナンシャルグループ	200,900	967.600	194,390,840
ゆうちょ銀行	1,059,500	1,925.000	2,039,537,500
富山第一銀行	31,400	1,727.000	54,227,800
横浜フィナンシャルグループ	511,300	1,233.500	630,688,550
西日本フィナンシャルホールディングス	59,700	3,029.000	180,831,300
三十三フィナンシャルグループ	8,900	4,110.000	36,579,000

第四北越フィナンシャルグループ	91,500	1,659.000	151,798,500
ひろぎんホールディングス	138,200	1,555.000	214,901,000
おきなわフィナンシャルグループ	7,600	4,635.000	35,226,000
十六フィナンシャルグループ	13,600	6,300.000	85,680,000
ＣＣＩグループ	91,000	709.000	64,519,000
プロクレアホールディングス	11,500	1,764.000	20,286,000
あいちフィナンシャルグループ	18,400	4,595.000	84,548,000
あおぞら銀行	63,300	2,425.000	153,502,500
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	6,284,500	2,463.000	15,478,723,500
りそなホールディングス	1,202,800	1,576.000	1,895,612,800
三井住友トラストグループ	341,100	4,494.000	1,532,903,400
三井住友フィナンシャルグループ	2,155,700	4,771.000	10,284,844,700
千葉銀行	299,600	1,664.500	498,684,200
群馬銀行	172,600	1,793.000	309,471,800
武蔵野銀行	15,500	4,740.000	73,470,000
千葉興業銀行	22,800	1,662.000	37,893,600
筑波銀行	43,200	397.000	17,150,400
七十七銀行	31,300	7,340.000	229,742,000
秋田銀行	6,300	3,955.000	24,916,500
山形銀行	13,300	1,871.000	24,884,300
岩手銀行	6,000	4,965.000	29,790,000
東邦銀行	120,600	519.000	62,591,400
ふくおかフィナンシャルグループ	79,800	4,834.000	385,753,200
スルガ銀行	66,900	1,680.000	112,392,000
八十二銀行	203,400	1,696.000	344,966,400
山梨中央銀行	10,600	3,860.000	40,916,000
大垣共立銀行	19,000	4,335.000	82,365,000
福井銀行	8,600	2,417.000	20,786,200
清水銀行	4,700	2,199.000	10,335,300
滋賀銀行	14,700	7,120.000	104,664,000
南都銀行	14,600	5,740.000	83,804,000
百五銀行	93,100	1,050.000	97,755,000
紀陽銀行	34,900	3,105.000	108,364,500
ほくほくフィナンシャルグループ	58,000	4,493.000	260,594,000
山陰合同銀行	60,700	1,485.000	90,139,500
百十四銀行	9,400	6,240.000	58,656,000
四国銀行	14,000	1,687.000	23,618,000
阿波銀行	14,100	4,195.000	59,149,500
大分銀行	6,000	5,940.000	35,640,000
宮崎銀行	6,900	5,860.000	40,434,000
佐賀銀行	5,600	3,630.000	20,328,000
琉球銀行	21,900	1,818.000	39,814,200
セブン銀行	350,700	289.700	101,597,790
みずほフィナンシャルグループ	1,391,600	5,501.000	7,655,191,600

山口フィナンシャルグループ	95,700	2,029.500	194,223,150
名古屋銀行	19,800	4,395.000	87,021,000
北洋銀行	130,000	830.000	107,900,000
愛媛銀行	14,000	1,364.000	19,096,000
京葉銀行	42,900	1,577.000	67,653,300
栃木銀行	45,000	700.000	31,500,000
北日本銀行	3,100	4,440.000	13,764,000
東和銀行	16,500	1,032.000	17,028,000
トモニホールディングス	93,000	759.000	70,587,000
フィデアホールディングス	10,000	1,784.000	17,840,000
池田泉州ホールディングス	135,200	786.000	106,267,200
F P G	32,700	2,198.000	71,874,600
ジャパンインベストメントアドバイザー	18,000	2,214.000	39,852,000
S B I ホールディングス	340,800	3,251.000	1,107,940,800
ジャフコ グループ	28,900	2,420.000	69,938,000
大和証券グループ本社	701,900	1,289.500	905,100,050
野村ホールディングス	1,651,700	1,176.500	1,943,225,050
岡三証券グループ	74,800	728.000	54,454,400
丸三証券	29,900	970.000	29,003,000
東洋証券	30,200	590.000	17,818,000
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	115,300	651.000	75,060,300
水戸証券	25,900	531.000	13,752,900
いちよし証券	18,100	984.000	17,810,400
松井証券	70,300	823.000	57,856,900
マネックスグループ	96,900	731.000	70,833,900
極東証券	12,700	1,633.000	20,739,100
岩井コスモホールディングス	11,100	3,130.000	34,743,000
アイザワ証券グループ	10,300	1,341.000	13,812,300
スパークス・グループ	9,500	1,513.000	14,373,500
ライフネット生命保険	19,200	1,931.000	37,075,200
かんぽ生命保険	110,900	4,398.000	487,738,200
F P パートナー	4,200	2,112.000	8,870,400
S O M P Oホールディングス	484,100	4,993.000	2,417,111,300
アニコム ホールディングス	34,900	896.000	31,270,400
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	661,200	3,480.000	2,300,976,000
ソニーフィナンシャルグループ	3,446,600	147.900	509,752,140
第一生命ホールディングス	1,920,600	1,202.500	2,309,521,500
東京海上ホールディングス	1,005,100	5,485.000	5,512,973,500
T & Dホールディングス	246,400	3,450.000	850,080,000
全国保証	51,800	3,126.000	161,926,800
ジェイリース	7,300	1,474.000	10,760,200
S B I アルヒ	11,000	922.000	10,142,000
プレミアグループ	16,800	1,828.000	30,710,400

ネットプロテクションズホールディングス	36,100	599.000	21,623,900
クレディセゾン	57,200	3,895.000	222,794,000
芙蓉総合リース	26,900	4,168.000	112,119,200
みずほリース	72,600	1,367.000	99,244,200
東京センチュリー	73,700	1,948.000	143,567,600
日本証券金融	36,700	1,913.000	70,207,100
アイフル	161,100	506.000	81,516,600
リコーリース	8,700	5,730.000	49,851,000
イオンフィナンシャルサービス	56,000	1,548.000	86,688,000
アコム	189,100	473.700	89,576,670
ジャックス	11,400	4,135.000	47,139,000
オリエントコーポレーション	31,400	1,014.000	31,839,600
オリックス	604,100	4,183.000	2,526,950,300
三菱HCキャピタル	491,500	1,246.500	612,654,750
日本取引所グループ	547,100	1,725.500	944,021,050
イー・ギャランティ	19,100	1,765.000	33,711,500
NECキャピタルソリューション	4,400	3,945.000	17,358,000
Robot Home	32,000	191.000	6,112,000
大東建託	168,000	2,964.000	497,952,000
いちご	95,700	406.000	38,854,200
日本駐車場開発	115,200	278.000	32,025,600
スター・マイカ・ホールディングス	11,400	1,238.000	14,113,200
SREホールディングス	4,100	3,360.000	13,776,000
ヒューリック	283,800	1,660.000	471,108,000
野村不動産ホールディングス	281,000	930.700	261,526,700
三重交通グループホールディングス	21,400	541.000	11,577,400
ディア・ライフ	14,800	1,123.000	16,620,400
地主	8,600	2,957.000	25,430,200
JPMC	5,400	1,283.000	6,928,200
フージャースホールディングス	16,400	1,326.000	21,746,400
オープンハウスグループ	31,400	9,166.000	287,812,400
東急不動産ホールディングス	269,100	1,402.500	377,412,750
飯田グループホールディングス	87,400	2,452.500	214,348,500
And Doホールディングス	6,200	1,021.000	6,330,200
ケイアイスター不動産	5,200	6,060.000	31,512,000
グッドコムアセット	11,200	1,205.000	13,496,000
ジェイ・エス・ビー	4,600	3,535.000	16,261,000
ロードスターキャピタル	6,100	2,830.000	17,263,000
霞ヶ関キャピタル	8,400	7,900.000	66,360,000
パーク24	71,900	1,844.500	132,619,550
パラカ	3,200	1,996.000	6,387,200
宮越ホールディングス	4,600	910.000	4,186,000
三井不動産	1,449,400	1,765.500	2,558,915,700
三菱地所	601,500	3,615.000	2,174,422,500

平和不動産	24,900	2,242.000	55,825,800
東京建物	90,200	3,327.000	300,095,400
京阪神ビルディング	19,900	1,904.000	37,889,600
住友不動産	139,200	7,287.000	1,014,350,400
テーオーシー	18,800	889.000	16,713,200
レオパレス 2 1	85,400	643.000	54,912,200
スターツコーポレーション	15,600	4,820.000	75,192,000
フジ住宅	11,300	809.000	9,141,700
空港施設	12,000	1,043.000	12,516,000
明和地所	8,600	1,115.000	9,589,000
ゴールドクレスト	8,100	3,430.000	27,783,000
エスリード	4,200	6,340.000	26,628,000
日神グループホールディングス	15,200	741.000	11,263,200
エスコン	24,100	1,030.000	24,823,000
M I R A R T Hホールディングス	56,400	381.000	21,488,400
カチタス	26,000	3,175.000	82,550,000
トーセイ	31,600	1,632.000	51,571,200
サンフロンティア不動産	15,400	2,373.000	36,544,200
F J ネクストホールディングス	9,200	1,456.000	13,395,200
グランディハウス	5,900	594.000	3,504,600
日本空港ビルデング	34,600	4,472.000	154,731,200
L I F U L L	36,500	160.000	5,840,000
ジェイエイシーリクルートメント	39,400	1,085.000	42,749,000
日本M&Aセンターホールディングス	150,900	710.300	107,184,270
メンバーズ	4,400	1,079.000	4,747,600
U T グループ	14,000	2,779.000	38,906,000
アイティメディア	4,800	1,527.000	7,329,600
E ・ J ホールディングス	5,900	1,675.000	9,882,500
オープンアップグループ	33,400	1,793.000	59,886,200
コシダカホールディングス	32,100	1,209.000	38,808,900
パソナグループ	12,000	1,912.000	22,944,000
リンクアンドモチベーション	27,500	499.000	13,722,500
エス・エム・エス	40,400	1,365.000	55,146,000
パーソルホールディングス	933,400	278.200	259,671,880
クックパッド	27,200	154.000	4,188,800
学情	4,900	1,614.000	7,908,600
スタジオアリス	5,400	2,046.000	11,048,400
N J S	2,400	5,140.000	12,336,000
A L S O K	170,300	1,204.000	205,041,200
カカクコム	70,500	2,282.000	160,881,000
ルネサンス	8,200	1,054.000	8,642,800
ディップ	19,100	2,130.000	40,683,000
新日本科学	10,600	1,820.000	19,292,000
エムスリー	203,900	2,453.500	500,268,650

ワールドホールディングス	4,200	2,662.000	11,180,400
博報堂D Yホールディングス	117,500	1,174.000	137,945,000
タカミヤ	13,200	442.000	5,834,400
ファンコミュニケーションズ	15,000	539.000	8,085,000
ライク	4,800	1,516.000	7,276,800
エスプール	32,300	264.000	8,527,200
WDBホールディングス	4,700	1,586.000	7,454,200
アドウェイズ	14,300	262.000	3,746,600
バリューコマース	9,100	684.000	6,224,400
インフォマート	97,300	353.000	34,346,900
J Pホールディングス	27,000	661.000	17,847,000
CLホールディングス	3,000	1,165.000	3,495,000
プレステージ・インターナショナル	45,600	672.000	30,643,200
アミューズ	7,100	1,842.000	13,078,200
ドリームインキュベータ	3,100	2,385.000	7,393,500
クイック	21,300	849.000	18,083,700
電通グループ	98,500	3,495.000	344,257,500
テイクアンドギヴ・ニーズ	4,500	777.000	3,496,500
ぴあ	3,700	2,715.000	10,045,500
イオンファンタジー	4,500	2,896.000	13,032,000
シーティーエス	15,600	911.000	14,211,600
H. U. グループホールディングス	30,700	3,493.000	107,235,100
アルプス技研	8,400	2,724.000	22,881,600
日本空調サービス	10,600	1,227.000	13,006,200
オリエンタルランド	606,600	2,932.000	1,778,551,200
ダスキン	22,000	3,992.000	87,824,000
明光ネットワークジャパン	14,400	721.000	10,382,400
ファルコホールディングス	5,000	2,540.000	12,700,000
ラウンドワン	98,300	980.500	96,383,150
リゾートトラスト	98,400	1,915.000	188,436,000
ビー・エム・エル	12,100	3,795.000	45,919,500
リソー教育グループ	63,800	201.000	12,823,800
早稲田アカデミー	5,700	2,394.000	13,645,800
ユー・エス・エス	195,100	1,713.000	334,206,300
サイバーエージェント	207,400	1,375.000	285,175,000
楽天グループ	809,300	934.000	755,886,200
クリーク・アンド・リバー社	5,300	1,431.000	7,584,300
SBIグローバルアセットマネジメント	18,800	601.000	11,298,800
テー・オー・ダブリュー	24,600	375.000	9,225,000
山田コンサルティンググループ	4,700	1,707.000	8,022,900
セントラルスポーツ	3,900	2,462.000	9,601,800
フルキャストホールディングス	9,100	1,689.000	15,369,900
エン	16,000	1,476.000	23,616,000
アイ・アールジャパンホールディングス	5,400	802.000	4,330,800

K e e P e r 技研	6,100	3,595.000	21,929,500
G u n o s y	9,200	559.000	5,142,800
イー・ガーディアン	4,700	1,663.000	7,816,100
ジャパンマテリアル	30,800	1,710.000	52,668,000
ベクトル	14,200	1,130.000	16,046,000
チャーム・ケア・コーポレーション	8,300	1,279.000	10,615,700
キャリアリンク	3,700	2,516.000	9,309,200
I B J	8,600	748.000	6,432,800
アサンテ	5,200	1,601.000	8,325,200
バリューHR	9,000	1,659.000	14,931,000
M&Aキャピタルパートナーズ	8,900	3,360.000	29,904,000
ライドオンエクスプレスホールディングス	6,200	1,008.000	6,249,600
シグマックス・ホールディングス	32,600	800.000	26,080,000
ウィルグループ	7,000	1,155.000	8,085,000
リクルートホールディングス	756,800	7,977.000	6,036,993,600
エラン	12,900	729.000	9,404,100
日本郵政	926,100	1,581.500	1,464,627,150
ベルシステム24ホールディングス	11,700	1,406.000	16,450,200
鎌倉新書	9,900	578.000	5,722,200
エアトリ	7,900	760.000	6,004,000
アトラエ	8,100	638.000	5,167,800
ストライク	4,900	3,980.000	19,502,000
ソラスト	28,100	564.000	15,848,400
セラク	3,000	1,484.000	4,452,000
インソース	21,700	856.000	18,575,200
ベイカレント	75,200	6,657.000	500,606,400
O r c h e s t r a H o l d i n g s	1,300	1,170.000	1,521,000
アイモバイル	14,100	569.000	8,022,900
M S - J a p a n	4,000	1,002.000	4,008,000
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	81,800	1,872.000	153,129,600
エル・ティール・エス	1,400	2,252.000	3,152,800
ミダックホールディングス	6,200	1,808.000	11,209,600
キュービーネットホールディングス	5,900	1,335.000	7,876,500
オープングループ	16,600	298.000	4,946,800
マネジメントソリューションズ	4,900	1,332.000	6,526,800
プロレド・パートナーズ	7,400	538.000	3,981,200
アンビスホールディングス	24,500	460.000	11,270,000
カーブスホールディングス	26,500	774.000	20,511,000
F A S T F I T N E S S J A P A N	3,800	2,183.000	8,295,400
M a c b e e P l a n e t	4,900	1,747.000	8,560,300
ダイレクトマーケティングミックス	13,800	290.000	4,002,000
ポピンズ	2,000	1,377.000	2,754,000
L I T A L I C O	9,200	1,256.000	11,555,200
リログループ	52,200	1,715.000	89,523,000

東祥	9,400	801.000	7,529,400
ビーウィズ	2,500	1,526.000	3,815,000
TREホールディングス	24,600	1,632.000	40,147,200
人・夢・技術グループ	3,700	1,654.000	6,119,800
NISSOホールディングス	9,000	687.000	6,183,000
大栄環境	22,900	3,670.000	84,043,000
GENOVA	3,900	594.000	2,316,600
日本管財ホールディングス	11,600	2,777.000	32,213,200
M&A総研ホールディングス	13,000	1,196.000	15,548,000
エイチ・アイ・エス	34,600	1,251.000	43,284,600
共立メンテナンス	39,400	2,806.500	110,576,100
イチネンホールディングス	9,900	2,066.000	20,453,400
建設技術研究所	10,000	2,987.000	29,870,000
スペース	7,400	1,455.000	10,767,000
燦ホールディングス	8,900	1,375.000	12,237,500
スバル興業	3,900	3,360.000	13,104,000
タナベコンサルティンググループ	6,800	699.000	4,753,200
ナガワ	2,800	6,330.000	17,724,000
東京都競馬	7,800	5,470.000	42,666,000
カナモト	15,600	3,750.000	58,500,000
ニシオホールディングス	8,500	4,480.000	38,080,000
トランス・コスモス	12,600	3,680.000	46,368,000
乃村工藝社	43,700	1,199.000	52,396,300
藤田観光	4,500	11,490.000	51,705,000
トーカイ	8,500	2,457.000	20,884,500
セコム	192,300	5,337.000	1,026,305,100
セントラル警備保障	5,200	2,822.000	14,674,400
丹青社	23,400	1,374.000	32,151,600
メイテックグループホールディングス	39,900	3,447.000	137,535,300
応用地質	9,000	2,770.000	24,930,000
船井総研ホールディングス	21,500	2,345.000	50,417,500
学究社	4,200	2,320.000	9,744,000
ナック	6,300	530.000	3,339,000
ダイセキ	24,500	3,440.000	84,280,000
ステップ	3,200	2,472.000	7,910,400
合 計	197,903,070		471,722,174,620

(b) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

【中間財務諸表】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 284 条、第 307 条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 15 期中間計算期間（2025 年 12 月 2 日から 2026 年 6 月 1 日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2026年8月19日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンドの2025年12月2日から2026年6月1日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンドの2026年6月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年12月2日から2026年6月1日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の

意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第 14 期 (2025 年 12 月 1 日現在)	第 15 期中間計算期間 (2026 年 6 月 1 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1,590,843	—
コール・ローン	213,675,981	307,660,627
親投資信託受益証券	209,923,667,927	265,152,082,763
未収入金	—	28,695,884
流動資産合計	210,138,934,751	265,488,439,274
資産合計	210,138,934,751	265,488,439,274
負債の部		
流動負債		
未払解約金	214,198,379	334,303,728
未払受託者報酬	20,446,647	26,108,633
未払委託者報酬	143,126,781	182,760,665
その他未払費用	2,221,310	2,221,310
流動負債合計	379,993,117	545,394,336
負債合計	379,993,117	545,394,336
純資産の部		
元本等		
元本	35,218,339,933	37,249,347,064
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	174,540,601,701	227,693,697,874
（分配準備積立金）	78,674,913,387	74,728,080,060
元本等合計	209,758,941,634	264,943,044,938
純資産合計	209,758,941,634	264,943,044,938
負債純資産合計	210,138,934,751	265,488,439,274

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 14 期中間計算期間 自 2024 年 12 月 3 日 至 2025 年 6 月 2 日	第 15 期中間計算期間 自 2025 年 12 月 2 日 至 2026 年 6 月 1 日
営業収益		
受取利息	311,893	984,338
有価証券売買等損益	5,862,308,422	42,049,599,549
営業収益合計	5,862,620,315	42,050,583,887
営業費用		
受託者報酬	16,634,937	26,108,633
委託者報酬	116,444,796	182,760,665
その他費用	2,204,877	2,221,310
営業費用合計	135,284,610	211,090,608
営業利益又は営業損失 (△)	5,727,335,705	41,839,493,279
経常利益又は経常損失 (△)	5,727,335,705	41,839,493,279
中間純利益又は中間純損失 (△)	5,727,335,705	41,839,493,279
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	1,739,706	1,115,021,628
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	115,751,765,044	174,540,601,701
剰余金増加額又は欠損金減少額	14,238,616,777	21,738,476,318
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	14,238,616,777	21,738,476,318
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,946,253,323	9,309,851,796
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,946,253,323	9,309,851,796
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	129,769,724,497	227,693,697,874

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 15 期中間計算期間 自 2025 年 12 月 2 日 至 2026 年 6 月 1 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	中間計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2025 年 12 月 2 日から 2026 年 6 月 1 日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第 14 期 (2025 年 12 月 1 日現在)	第 15 期中間計算期間 (2026 年 6 月 1 日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	35, 218, 339, 933 口	37, 249, 347, 064 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 5. 9560 円 (1 万口当たりの純資産額 59, 560 円)	1 口当たり純資産額 7. 1127 円 (1 万口当たりの純資産額 71, 127 円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 15 期中間計算期間 (2026 年 6 月 1 日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はあります。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項 目	第 14 期 (2025 年 12 月 1 日現在)	第 15 期中間計算期間 (2026 年 6 月 1 日現在)
期首元本額	31,013,340,454 円	35,218,339,933 円
期中追加設定元本額	7,767,314,956 円	3,899,388,839 円
期中一部解約元本額	3,562,315,477 円	1,868,381,708 円

(参考)

三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンドは、「国内株式インデックス・マザーファンド（B号）」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

国内株式インデックス・マザーファンド（B号）

（1）貸借対照表

（単位：円）

(2026年6月1日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	3,490,579,569
株式	564,568,523,974
派生商品評価勘定	370,430,700
未収配当金	4,803,992,672
差入委託証拠金	497,603,962
流動資産合計	573,731,130,877
資産合計	573,731,130,877
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	80,500
前受金	420,430,000
未払解約金	194,077,296
流動負債合計	614,587,796
負債合計	614,587,796
純資産の部	
元本等	
元本	77,726,090,153
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	495,390,452,928
元本等合計	573,116,543,081
純資産合計	573,116,543,081
負債純資産合計	573,731,130,877

（2）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2025 年 12 月 2 日 至 2026 年 6 月 1 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

	金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2026 年 6 月 1 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	77,726,090,153 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 7.3735 円 (1 万口当たりの純資産額 73,735 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2026 年 6 月 1 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2026 年 6 月 1 日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	TOPIX 先物 0806 月	8,215,579,800	-	8,585,930,000	370,350,200
	小計	8,215,579,800	-	8,585,930,000	370,350,200
合 計		8,215,579,800	-	8,585,930,000	370,350,200

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

(2026 年 6 月 1 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	77,668,619,507 円
同期中における追加設定元本額	5,396,788,449 円
同期中における一部解約元本額	5,339,317,803 円
2026 年 6 月 1 日現在の元本の内訳	
三井住友・日本株式インデックス年金ファンド	9,505,919,210 円
三井住友・DC年金バランス30 (債券重点型)	807,864,194 円
三井住友・DC年金バランス50 (標準型)	3,857,557,663 円
三井住友・DC年金バランス70 (株式重点型)	3,700,780,716 円
SMAM・グローバルバランスファンド (機動的資産配分型)	78,538,317 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020 (4資産タイプ)	2,110,530 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025 (4資産タイプ)	7,200,215 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030 (4資産タイプ)	22,084,101 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035 (4資産タイプ)	76,158,947 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040 (4資産タイプ)	82,152,606 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045 (4資産タイプ)	192,283,565 円
国内株式指数ファンド (TOPIX)	1,277,550,121 円
三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド	35,960,138,708 円
アセットアロケーション・ファンド (安定型)	56,309,600 円
アセットアロケーション・ファンド (安定成長型)	103,606,676 円
アセットアロケーション・ファンド (成長型)	66,617,390 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	100,738,409 円
三井住友・資産最適化ファンド (1 安定重視型)	199,387,337 円
三井住友・資産最適化ファンド (2 やや安定型)	226,346,221 円

三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	967,996,334 円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	628,307,587 円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	824,829,454 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	85,185,938 円
三井住友DS・国内株式インデックス年金ファンド	2,379,743,103 円
三井住友DS・年金バランス３０（債券重点型）	41,196,101 円
三井住友DS・年金バランス５０（標準型）	305,062,852 円
三井住友DS・年金バランス７０（株式重点型）	331,088,498 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド２０６０	32,724,063 円
日興FWS・日本株インデックス	4,196,930,835 円
三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド	344,819,680 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド２０３５	68,489,394 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド２０４０	39,389,489 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド２０４５	42,690,552 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド２０５５	32,661,735 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド２０６５	27,924,619 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	141,210 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	41,723,828 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	370,404,126 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	527,731,813 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	320,013,780 円
三井住友DS・バランスファンド（保守コース）	179,372 円
三井住友DS・バランスファンド（安定コース）	676,510 円
三井住友DS・バランスファンド（標準コース）	1,289,037 円
三井住友DS・バランスファンド（成長コース）	1,834,726 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド２０７０	1,423,384 円
先進国アセットアロケーションファンド	38,804,547 円
SMAM・国内株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	1,801,633,260 円
バランスファンドVA（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	3,989,373 円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型＜適格機関投資家限定＞	13,647,638 円
SMAM・バランスファンドVA２５＜適格機関投資家専用＞	258,178,814 円
SMAM・バランスファンドVA３７．５＜適格機関投資家専用＞	625,075,275 円
SMAM・バランスファンドVA５０＜適格機関投資家専用＞	2,632,447,296 円
SMAM・バランスファンドVL３０＜適格機関投資家限定＞	14,993,277 円
SMAM・バランスファンドVL５０＜適格機関投資家限定＞	61,575,616 円
SMAM・バランスファンドVA７５＜適格機関投資家専用＞	429,594,356 円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型＜適格機関投資家限定＞	22,181,359 円
SMAM・インデックス・バランスVA２５＜適格機関投資家専用＞	96,238,428 円
SMAM・インデックス・バランスVA５０＜適格機関投資家専用＞	374,909,366 円
SMAM・バランスファンドVA４０＜適格機関投資家専用＞	215,835,858 円
SMAM・バランスファンドVA３５＜適格機関投資家専用＞	594,073,673 円
SMAM・グローバルバランス４０VA＜適格機関投資家限定＞	13,493,508 円
SMAM・アセットバランスファンドVA２０A＜適格機関投資家専用＞	12,439,322 円
SMAM・アセットバランスファンドVA３５A＜適格機関投資家専用＞	9,651,214 円

SMAM・アセットバランスファンドVA50A＜適格機関投資家専用＞	11,047,988 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L＜適格機関投資家専用＞	28,948,113 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L＜適格機関投資家専用＞	84,209,948 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2＜適格機関投資家専用＞	13,292,463 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2＜適格機関投資家専用＞	13,277,053 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2＜適格機関投資家専用＞	4,843,363 円
SMAM・アセットバランスファンドVA30L2＜適格機関投資家専用＞	15,348,575 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2＜適格機関投資家専用＞	189,951,145 円
SMAM・国内株式インデックスファンド・VA（適格機関投資家専用）	116,871,108 円
SMAM・グローバルバランスファンド（標準型）VA＜適格機関投資家限定＞	78,451,118 円
SMAM・グローバルバランスファンド（債券重視型）VA＜適格機関投資家限定＞	28,019,213 円
SMAM・世界バランスファンドVA＜適格機関投資家限定＞	25,227,010 円
SMAM・世界バランスファンドVA2＜適格機関投資家限定＞	13,889,042 円
SMAM・年金パッシブ日本株式ファンド＜非課税適格機関投資家限定＞	1,735,190,528 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	20,381,466 円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	15,583,738 円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII ＜適格機関投資家限定＞	118,388,156 円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド（リスク3％）＜適格機関投資家限定＞	56,605,400 円
合 計	77,726,090,153 円

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド

2026年6月30日現在

I 資産総額	270,527,063,149 円
II 負債総額	270,407,511 円
III 純資産総額（I－II）	270,256,655,638 円
IV 発行済口数	37,451,916,615 口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	7.2161 円 (72,161 円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

(イ) 受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記 a の申請のある場合には、上記 a の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 a の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記 a の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	2026年6月30日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

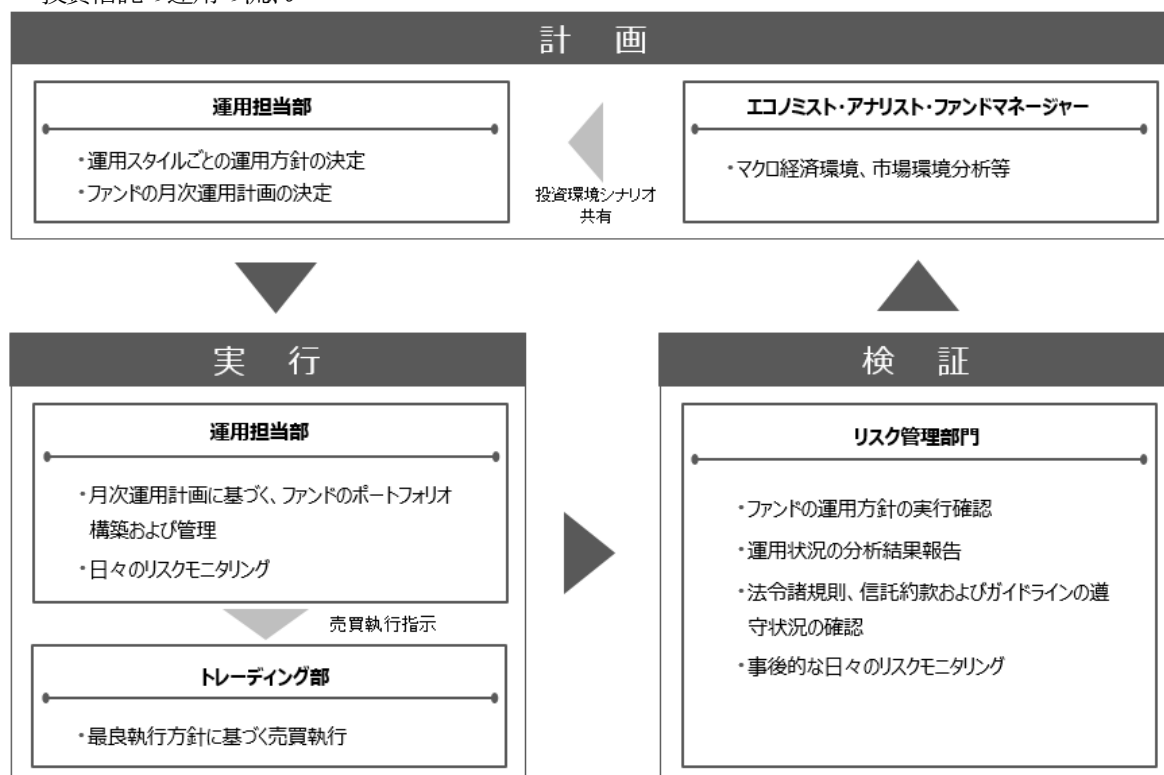
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2026年6月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	649	18,443,584
単位型株式投資信託	66	597,260
追加型公社債投資信託	1	23,628
単位型公社債投資信託	97	126,724
合 計	813	19,191,198

3 【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。
- 2 当社は、当事業年度（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2026 年6月 15 日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

深 井 康 治

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

竹 内 知 明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2025 年4月1日から 2026 年3月 31 日までの第 41 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2026 年3月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2026 年 3 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	52,028,017	54,980,908
金銭の信託	31,752,052	36,381,304
顧客分別金信託	500,353	501,412
前払費用	644,114	857,142
未収入金	250,860	308,261
未収委託者報酬	15,384,824	21,216,928
未収運用受託報酬	4,912,858	6,826,524
未収投資助言報酬	292,775	196,680
未収収益	79,998	76,935
未収還付法人税等	125,792	-
その他の流動資産	134,288	45,403
流動資産合計	106,105,936	121,391,502
固定資産		
有形固定資産	※1	
建物	1,157,214	1,062,810
器具備品	471,243	536,471
土地	710	710
リース資産	-	6,958
有形固定資産合計	1,629,168	1,606,949
無形固定資産		
ソフトウェア	2,074,805	1,889,246
ソフトウェア仮勘定	511,487	377,243
のれん	2,436,327	2,131,786
顧客関連資産	7,218,790	6,663,498
電話加入権	12,706	12,706
商標権	24	18
無形固定資産合計	12,254,141	11,074,499
投資その他の資産		
投資有価証券	9,257,612	8,303,862
関係会社株式	1,740,365	5,890,960
長期差入保証金	1,360,241	1,211,804
長期前払費用	75,691	76,123
会員権	90,479	90,479
繰延税金資産	942,908	1,781,455
貸倒引当金	△ 20,750	△ 20,750
投資その他の資産合計	13,446,548	17,333,936
固定資産合計	27,329,857	30,015,385
資産合計	133,435,793	151,406,888

(単位：千円)

	前事業年度 (2025 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2026 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	-	1, 874
顧客からの預り金	51, 505	18, 479
その他の預り金	172, 482	142, 066
未払金		
未払収益分配金	1, 974	2, 147
未払償還金	1, 253	4, 839
未払手数料	6, 763, 424	9, 472, 310
その他未払金	161, 092	116, 212
未払費用	7, 518, 259	9, 408, 121
未払消費税等	1, 255, 374	1, 383, 547
未払法人税等	503, 871	5, 081, 645
賞与引当金	3, 393, 355	4, 192, 893
その他の流動負債	34, 270	49, 577
流動負債合計	19, 856, 864	29, 873, 715
固定負債		
リース債務	-	5, 779
退職給付引当金	4, 542, 870	4, 318, 398
固定負債合計	4, 542, 870	4, 324, 178
負債合計	24, 399, 734	34, 197, 893
純資産の部		
株主資本		
資本金	2, 000, 000	2, 000, 000
資本剰余金		
資本準備金	8, 628, 984	8, 628, 984
その他資本剰余金	73, 466, 962	73, 466, 962
資本剰余金合計	82, 095, 946	82, 095, 946
利益剰余金		
利益準備金	284, 245	284, 245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	24, 744, 514	32, 716, 691
利益剰余金合計	25, 028, 759	33, 000, 936
株主資本計	109, 124, 705	117, 096, 882
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 88, 646	112, 111
評価・換算差額等合計	△ 88, 646	112, 111
純資産合計	109, 036, 059	117, 208, 994
負債・純資産合計	133, 435, 793	151, 406, 888

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	78,891,124	88,700,475
運用受託報酬	13,102,509	17,306,102
投資助言報酬	1,360,859	862,045
その他営業収益		
サービス支援手数料	400,872	413,133
その他	10,391	9,237
営業収益計	93,765,757	107,290,995
営業費用		
支払手数料	35,223,731	38,957,078
広告宣伝費	335,877	409,775
調査費		
調査費	5,327,087	5,298,990
委託調査費	14,077,571	16,236,388
営業雑経費		
通信費	51,489	53,152
印刷費	421,006	404,493
協会費	44,372	47,803
諸会費	42,328	39,268
情報機器関連費	5,313,187	5,809,669
販売促進費	44,315	58,603
その他	410,566	415,812
営業費用合計	61,291,534	67,731,037
一般管理費		
給料		
役員報酬	223,068	294,622
給料・手当	8,380,787	8,781,442
賞与	1,098,999	1,442,462
賞与引当金繰入額	3,379,790	4,156,281
交際費	54,024	59,278
寄付金	24,878	23,587
事務委託費	2,225,175	2,448,098
旅費交通費	242,135	280,926
租税公課	413,678	538,048
不動産賃借料	1,225,686	1,193,365
退職給付費用	803,656	581,615
固定資産減価償却費	3,349,674	1,799,495
のれん償却費	304,540	304,540
諸経費	356,081	485,619
一般管理費合計	22,082,177	22,389,385
営業利益	10,392,045	17,170,572

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)
営業外収益		
受取配当金	388,907	11,007
受取利息	46,258	217,478
金銭の信託運用益	-	392,775
時効成立分配金・償還金	506	327
原稿・講演料	2,440	1,755
還付加算金	-	780
投資有価証券償還益	115	24,382
投資有価証券売却益	826	516
投資事業組合運用益	36,683	97,602
為替差益	75,948	204,072
不動産賃貸料	117,054	-
雑収入	41,618	24,076
営業外収益合計	710,359	974,775
営業外費用		
金銭の信託運用損	88,979	-
投資有価証券償還損	137,207	81,540
投資有価証券売却損	93	4,038
投資事業組合運用損	56,719	40,067
雑損失	4,818	729
営業外費用合計	287,820	126,376
経常利益	10,814,585	18,018,971
特別利益		
子会社株式売却益 ※1	672,682	-
特別利益合計	672,682	-
特別損失		
固定資産除却損 ※2	76,933	1,799
固定資産売却損	204	-
投資有価証券評価損	3,191	-
特別損失合計	80,328	1,799
税引前当期純利益	11,406,939	18,017,172
法人税、住民税及び事業税	3,062,795	6,301,878
法人税等調整額	△ 162,825	△ 930,951
法人税等合計	2,899,969	5,370,927
当期純利益	8,506,969	12,646,245

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963
当期変動額						
剰余金の配当						△ 10,838,419
当期純利益						8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△ 2,331,449
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	27,360,208	111,456,155	△ 50,045	△ 50,045	111,406,109
当期変動額					
剰余金の配当	△ 10,838,419	△ 10,838,419			△ 10,838,419
当期純利益	8,506,969	8,506,969			8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			△ 38,600	△ 38,600	△ 38,600
当期変動額合計	△ 2,331,449	△ 2,331,449	△ 38,600	△ 38,600	△ 2,370,050
当期末残高	25,028,759	109,124,705	△ 88,646	△ 88,646	109,036,059

当事業年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514
当期変動額						
剰余金の配当						△ 4,674,068
当期純利益						12,646,245
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	7,972,177
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	32,716,691

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	25, 028, 759	109, 124, 705	△ 88, 646	△ 88, 646	109, 036, 059
当期変動額					
剰余金の配当	△ 4, 674, 068	△ 4, 674, 068			△ 4, 674, 068
当期純利益	12, 646, 245	12, 646, 245			12, 646, 245
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			200, 758	200, 758	200, 758
当期変動額合計	7, 972, 177	7, 972, 177	200, 758	200, 758	8, 172, 935
当期末残高	33, 000, 936	117, 096, 882	112, 111	112, 111	117, 208, 994

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 金銭の信託

運用目的の金銭の信託：時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～30年
器具備品	3～15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。
数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(未適用の会計基準等)

1. リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 金融商品会計に関する実務指針

- ・「金融商品会計に関する実務指針」(改正移管指針第9号 2025年3月11日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを改正しております。

(2) 適用予定日

2027年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準の適用による影響

「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
建物	470,078千円	568,326千円
器具備品	1,594,310千円	1,028,321千円
リース資産	一千円	1,562千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	—千円	—千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

(損益計算書関係)

※1 子会社株式売却益

前事業年度において、Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc. の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

※2 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
建物	74,175千円	—千円
器具備品	2,757千円	882千円
ソフトウェア	—千円	917千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	—	—	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025年 3月31日	2025年 6月25日

当事業年度(自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060 株	—	—	33,870,060 株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025 年 6 月 24 日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025 年 3 月 31 日	2025 年 6 月 25 日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026 年 6 月 25 日 定時株主総会	普通株式	6,943,362	205.00	2026 年 3 月 31 日	2026 年 6 月 26 日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2025 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2026 年 3 月 31 日)
1 年以内	1,129,463	1,129,267
1 年超	4,517,068	3,387,801
合計	5,646,531	4,517,068

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて 1 年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定および償却・引当規則に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定および償却・引当規則に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

②市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定および償却・引当規則に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、及び投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（注1）参照。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	31,752,052	31,752,052	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	7,659,105	7,659,105	—
資産計	39,411,157	39,411,157	—

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	36,381,304	36,381,304	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	6,158,174	6,158,174	—
資産計	42,539,478	42,539,478	—

（注1）市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
その他有価証券		
(1) 非上場株式	40,367	40,398
(2) 組合出資金等	1,558,139	2,105,289
合計	1,598,506	2,145,687
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	1,740,365	5,890,960
合計	1,740,365	5,890,960

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針27-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	31,752,052	—	31,752,052
(2) 投資有価証券 その他有価証券	—	7,659,105	—	7,659,105
資産計	—	39,411,157	—	39,411,157

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	36,381,304	—	36,381,304
(2) 投資有価証券 その他有価証券	—	6,158,174	—	6,158,174
資産計	—	42,539,478	—	42,539,478

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2025年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式 1,740,365 千円）は、市場価格がないことから、記載していません。

当事業年度（2026年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式 5,890,960 千円）は、市場価格がないことから、記載していません。

2. その他有価証券

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	708,609	686,216	22,393
小計	708,609	686,216	22,393
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,950,495	7,083,155	△132,659
小計	6,950,495	7,083,155	△132,659
合計	7,659,105	7,769,371	△110,265

（注）組合出資金等（貸借対照表計上額 1,598,506 千円）については、市場価格がないことから、記載していません。

上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。前事業年度において、その他有価証券に含まれる株式について3,191千円減損処理を行っております。

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	5,240,883	5,125,724	115,159
小計	5,240,883	5,125,724	115,159
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	917,290	1,002,997	△85,707
小計	917,290	1,002,997	△85,707
合計	6,158,174	6,128,721	29,452

（注）組合出資金等（貸借対照表計上額 2,145,687千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
10,732	826	93

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,791,952	115	137,207

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,007,832	516	4,038

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
3,238,685	24,382	81,540

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、投資有価証券について3,191千円（その他有価証券3,191千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	当事業年度 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
退職給付債務の期首残高	4,941,989	4,542,870
勤務費用	430,325	409,054
利息費用	21,674	52,697
数理計算上の差異の発生額	△153,045	△219,105
退職給付の支払額	△698,074	△467,117
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	4,542,870	4,318,398

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2025 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2026 年 3 月 31 日)
非積立型制度の退職給付債務	4,542,870	4,318,398
未認識数理計算上の差異	—	—
未認識過去勤務費用	—	—
退職給付引当金	4,542,870	4,318,398

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)
勤務費用	430,325	409,054
利息費用	21,674	52,697
数理計算上の差異の費用処理額	△153,045	△219,105
過去勤務費用の費用処理額	—	—
その他	224,756	49,206
確定給付制度に係る退職給付費用	523,711	291,853

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金であります。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)
割引率	1.160%	1.960%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 279,945 千円、当事業年度 289,762 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2025 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2026 年 3 月 31 日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,431,912	1,361,159
賞与引当金	1,039,045	1,321,600
調査費	439,517	447,941
未払金	128,135	287,665
未払事業税	13,007	266,759
ソフトウェア償却	110,261	161,172
子会社株式評価損	50,907	50,907
その他有価証券評価差額金	47,871	27,015
その他	22,468	96,909
繰延税金資産小計	3,283,127	4,021,131
評価性引当額	△62,724	△60,723
繰延税金資産合計	3,220,403	3,960,408
繰延税金負債		
無形固定資産	2,270,365	2,100,334
その他有価証券評価差額金	7,129	78,617
繰延税金負債合計	2,277,494	2,178,952
繰延税金資産（負債）の純額	942,908	1,781,455

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2026 年 3 月 31 日)
法定実効税率	30.6%	—
(調整)		
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	△3.8	—
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△0.9	—
評価性引当額の増減	△0.9	—
外国税額控除	△0.3	—
のれん償却費	0.8	—
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	—
その他	△0.2	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.4	—

(注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	78,891,124	13,102,509	1,360,859	411,264	93,765,757

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	88,700,475	17,306,102	862,045	422,371	107,290,995

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の子会社	㈱三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,993,505	銀行業	— %	投信の販売委託	委託販売 手数料	8,327,979	未払 手数料	2,117,600
親会社 の子会社	SMBC 日興 証券㈱	東京都 千代田区	135,000,000	証券業	— %	投信の販売委託	委託販売 手数料	7,176,048	未払 手数料	1,490,173
親会社 の子会社	SMBC Americas Holdings, Inc.	アメリカ 合衆国 デラウェア州ウィ ルミントン市	米ドル 3,010,501	銀行業 (銀行持株 会社)	— %	—	子会社株式の売却 (売却価格)	773,585	—	—
							子会社株式売却益	672,682		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。
子会社株式の売却及び子会社株式売却益
取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

当事業年度(自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の子会社	㈱三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,771,093,147	銀行業	— %	投信の販売委託	委託販売 手数料	9,249,401	未払 手数料	2,456,883
親会社 の子会社	SMBC 日興 証券㈱	東京都 千代田区	135,000,000	証券業	— %	投信の販売委託	委託販売 手数料	8,149,746	未払 手数料	2,183,491

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	3,219.24 円	3,460.54 円
1 株当たり当期純利益	251.16 円	373.37 円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)
1 株当たり当期純利益		
当期純利益 (千円)	8,506,969	12,646,245
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	8,506,969	12,646,245
期中平均株式数 (株)	33,870,060	33,870,060

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
 - （イ）定款の変更
該当ありません。
 - （ロ）その他の重要事項
該当ありません。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

追加型証券投資信託
三井住友・DCつみたてNISA・日本株
インデックスファンド
約款

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

約款第19条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、ＴＯＰＩＸ（東証株価指数、配当込み）と連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

ＴＯＰＩＸ（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行う国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてＴＯＰＩＸ（東証株価指数）に採用されている銘柄の株式に投資を行い、ＴＯＰＩＸ（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ④ 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、約款第22条の範囲内で行います。
- ⑥ スワップ取引は、約款第23条の範囲内で行います。
- ⑦ 金利先渡し取引は、約款第24条の範囲内で行います。
- ⑧ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

3. 収益分配方針

年1回（原則として毎年11月30日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、委託者の判断により分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
三井住友・DCつみたてNISA・日本株
インデックスファンド
〔信託約款〕

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第18条第1項および第2項、第28条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

- ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第46条第1項、第47条第1項、第48条第1項および第50条第2項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 委託者および指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者および当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、委託者または指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第42条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）および指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、委託者および指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第42条第2項または第3項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

- ⑥ この約款において取引所とは金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利
 - ハ. 約束手形
- ニ. 金銭債権
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第17条 委託者は、信託金を、主として、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「国内株式インデックス・マザーファンド（B号）」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）
および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）

17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（デリバティブ取引等にかかる投資制限）

第17条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であつて、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第21条から第27条まで、および第31条から第33条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第21条から第27条まで、および第31条から第33条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従つて、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用取引の指図）

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④ 信託財産の一部解約等の事由により、第2項の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（先物取引等の指図）

第22条 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロ

に掲げるものをいいます。) および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)

- ② 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の指図)

第23条 委託者は、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引の指図)

第24条 委託者は、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑥ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(有価証券の貸付けの指図)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の空売りの指図）

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第27条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（有価証券の借入れの指図）

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第28条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第29条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）か

ら、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第30条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第31条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第32条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 - 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第36条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成23年12月9日から平成24年11月30日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務等の諸費用)

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用等（消費税等相当額を含みます。）、受託者の立て替えた立替金の利息ならびに借入金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 委託者は、前項に定める信託財産の財務諸表の監査費用等の支払いを信託財産のために行い、その支弁を信託財産から受けます。また、委託者は、金額をあらかじめ合理的に見積もった上、実際の費用額にかかわらず一定率または一定金額にて信託財産中から支弁します。
- ③ 委託者は、前項において一定の率または一定の金額を定める場合、信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。
- ④ 信託財産の財務諸表の監査費用等については、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、固定率または固定金額にて計算した額を、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。

(信託報酬等の額)

第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の16の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(収益の処理方法)

第40条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。

なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第41条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第42条第5項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第42条第6項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資）

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとしします。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとしします。当該受益権の取得申込みに応じたことにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

- ④ 委託者は、前項の受益者が有する受益権の全部の口数について第44条第2項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払います。

- ⑤ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ⑥ 一部解約金は、第44条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑦ 前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは委託者において行うものとします。
- ⑧ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。

（委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関）

第42条の2 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

（収益分配金および償還金の時効）

第43条 受益者が、収益分配金については第42条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第42条第5項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第44条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。
- ④ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第45条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第46条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第47条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第48条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第49条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第51条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第52条 この信託は、受益者が第44条の規定による一部解約の実行の請求を行つたときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第53条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用状況に係る情報の提供）

第53条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があつた場合には、当該方法により行うものとします。

（公告）

第54条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第55条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。
平成23年12月9日(信託契約締結日)

委託者	東京都港区愛宕二丁目5番1号 三井住友アセットマネジメント株式会社 代表取締役 前田 良治
受託者	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社 取締役社長 常陰 均

親投資信託
国内株式インデックス・マザーファンド（B号）
約款

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

約款第12条に基づき委託者の定める方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主としてわが国の株式に投資し、T O P I X（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

(2) 運用方針

- ① 主としてT O P I X（東証株価指数）に採用されている銘柄の株式に投資を行い、T O P I X（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ③ 株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への投資は行いません。
- ② 株式への投資割合には制限を設けません。
- ③ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ④ 有価証券先物取引等は、約款第16条の範囲内で行います。
- ⑤ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

親投資信託
国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）
〔信託約款〕

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金300億円を上限として、もしくは自らが委託者として設定する他の証券投資信託（信託の元本および収益の管理および運用に関する事項（投資対象とする資産の種類を含みます。）がこの信託と同一性を有するものに限り、以下同じ。）の信託財産に属する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限り、以下「信託適格有価証券」といいます。）を金300億円相当を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

- ② 前項に規定する信託適格有価証券とは、次の各号の有価証券および金融商品取引法第2条第1項第20号に掲げる有価証券（次の各号の有価証券に該当するものを除きます。）であって次の各号の有価証券に係る権利を表示するものをいいます。

1. 取引所に上場されている有価証券
2. 店頭売買有価証券（金融商品取引法第2条第8項第10号ハに規定する店頭売買有価証券をいいます。以下同じ。）
3. 第1号および第2号に掲げる有価証券以外の有価証券で次に掲げるもの。
 - イ. 金融商品取引法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる有価証券（同項第17号に掲げる有価証券であって、これらの有価証券の性質を有するものを含みます。ロ.において同じ。）
 - ロ. 金融商品取引法第2条第1項第9号に掲げる有価証券のうち、その価格が認可金融商品取引業協会（同条第13項に規定する認可金融商品取引業協会をいいます。以下同じ。）又は外国において設立されているこれと類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されているもの。
 - ハ. 金融商品取引法第2条第1項第10号、第11号および第19号に掲げる有価証券

- ③ この約款において取引所とは金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円もしくは1兆円相当の信託適格有価証券を限度として信託金もしくは信託適格有価証券を追加することができます。

- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託適格有価証券での信託の方法）

第4条 他の証券投資信託が、この信託の受益権を信託適格有価証券により取得する場合は、当該信託適格有価証券について前日の公表されている最終価格に基づき算出された価格又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格をもって、それに相当する口数のこの信託にかかる受益証券の取得をするものとします。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第37条第1項および第2項、第38条第1項、第39条第1項および第41条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする三井住友D S アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第2条の信託により生じた受益権については300億口を上限とした口数に、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第10条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(追加信託金の計算方法)

第10条 追加信託金もしくは、追加信託に係る信託適格有価証券の価額の総額は、追加信託を行う日の前営業日の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会の定めるところにしたがい時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を受益権総口数で除した金額に、当該金額に0.08%の率を乗じて得た額を追加信託時の信託財産留保額として加算した金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

(受益証券の発行、種類および受託者による認証)

第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行します。

③ 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

④ 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

⑤ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(運用の基本方針)

第12条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資の対象とする資産の種類)

第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、本約款第16条に定めるものに限りません。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、かつ本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
5. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といい、第2号および第3号の証券を以下「公社債」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図をすることができます。

（デリバティブ取引等にかかる投資制限）

第14条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（投資する株式の範囲）

第15条 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図できるものとします。

（先物取引等の運用指図、目的、範囲）

第16条 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第17条 委託者は、信託財産に属する株式および公社債を、次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(保管業務の委任)

第18条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第19条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第20条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名义で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第21条 （削除）

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券の売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(資金の借入れ)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支

払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

- ③ 借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

(受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券等について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券等に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。ただし、第1期の計算期間は平成15年2月17日から平成15年11月30日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第31条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第32条 信託財産から生ずる利益は、信託終了日まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第33条 追加信託金（追加信託に係る信託適格有価証券の価額を含みます。）または信託の一部解約金は当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第34条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額に償還口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払い)

第35条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに受益者に当該償還金を支払います。

(一部解約)

第36条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

- ② 解約金は、一部解約を行う日の前営業日の信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額から、当該金額に0.08%の率を乗じて得た額を一部解約時の信託財産留保額として控除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第37条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とする全ての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第43条 第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第37条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

第44条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用状況に係る情報)

第45条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

(公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日平成15年2月17日

委託者	東京都港区愛宕二丁目5番1号 三井住友アセットマネジメント株式会社 代表取締役 井上 恵介
-----	---

受託者	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社 取締役社長 高橋 温
-----	--